

令和4年度（2022年度）NGO・外務省定期協議会

「第1回ODA政策協議会」

議 事 録

外務省国際協力局民間援助連携室

令和4年度（2022年度）NGO・外務省定期協議会
「第1回ODA政策協議会」
議事次第

日 時：令和4年7月20日（水）14:00～16:40

場 所：外務省南886（オンライン開催）

1. 冒頭挨拶

2. 協議事項

- （1）ODA広報（実施報告及びグローバルフェスタJAPAN2022への参加呼びかけ）
- （2）日本政府による民主主義共同体（CoD）運営理事国のメンバーシップ更新について
- （3）ミャンマーに対する新規有償資金協力と既存事業の継続に関して
- （4）開発協力大綱をめぐる状況（市民社会の関与について）
- （5）開発協力大綱をめぐる状況（安全保障政策との関係）
- （6）その他

3. 閉会挨拶

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、14時になりましたので、会議を始めさせていただきたいと思います。

私、外務省側の司会を務めます民間援助連携室の工藤と申します。よろしくお願いいたします。

また、本日、NGO側からは熱帯林行動ネットワークの原田事務局長がNGO側の司会を務めます。

原田事務局長、よろしくお願いいたします。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

よろしくお願いいたします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

まず、このオンライン会議を開催するに当たりまして何点か注意事項がございます。スクリーンを御覧いただければと思います。

表示名は氏名・所属にいただければと思います。それから、通常はマイクをミュートにいただければと思います。

発言される時は手を挙げる機能で意思表示をしていただければと思います。

それから、参加者の録画、スクリーンショット等は厳禁とさせていただきます。

本日の議事録は逐語で作成されて、後日、外務省のホームページで掲載されます。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日は、開会に当たりまして、外務省国際協力局の植野局長から冒頭挨拶を賜りたいと存じます。

植野局長、どうぞよろしくお願いいたします。

○植野（外務省 国際協力局 局長）

皆さん、こんにちは。外務省で国際協力局長をしております植野篤志と申します。本日は令和4年度第1回ODA政策協議会に御参加いただきまして誠にありがとうございます。今、司会の工藤からありましたとおり、開催に当たりまして、外務省を代表して一言御挨拶申し上げます。

この協議会は、NGOの皆様と私ども外務省がODAの政策全般について忌憚のない意見交換を行い、双方の連携を戦略的に強化する非常に重要な機会であると考えております。本来であれば局長の私が毎回、この会議に参加させていただいて、NGOの皆様とじっくり意見交換をさせていただくべきなのですが、残念ながら、私自身のスケジュールの関係でこれまで実際に参加させていただく機会がなかったということについて大変申し訳なく思っております。本日も、この後で別の日程がございまして、冒頭の30分程度しか参加できないのですが、その点についてもどうかお許しをいただければと思います。

本日の協議会においては、開発協力大綱をめぐる状況についての議題が2件、NGOの皆様の側から御提案をいただいております。詳しくは後ほど、国際協力局政策課長の上田から御説明を申し上げますけれども、開発協力大綱について、いろいろ報道等ありますけれど

も、現時点で改定をするということを決めた、あるいは決まったわけではございません。他方で、私どもとしては国際情勢の変化あるいは時代に即した開発協力あるいはODAの在り方というものは常に模索してきているわけですし、そうした国際潮流あるいは国内の状況をいろいろと見ながら大綱の在り方についても考えてきておりますし、今後ともそうしてまいります。本日のこの協議会の場をお借りして、NGOの皆様からこの大綱についても様々な御意見を頂戴したいと考えております。

また、ODA広報についても協議事項として御提案をいただいております。国民の皆様の貴重な税金を原資としているODAを実施するに当たっては、そのお金の出し元というか、タックスペイヤーである国民の皆様の幅広い御理解と御支持を得ながら実施していくということが不可欠でございまして、そのような観点から、外務省としてODA広報についてどのような方針で臨み、実際、どのような活動をしているのかということについて御説明をさせていただきます。このODA広報につきましても、御出席のNGOの皆様から御意見あるいはこうしたほうがいいのではないかというようなインプットをいただければ幸いです。

その他に、民主主義共同体あるいはミャンマーに対するODAについての議題も御提案いただいておりますけれども、いずれの議題につきましても忌憚のない、それから、今後のステップにつながる意見交換が行われるということを期待しております。

ロシアによるウクライナの侵略、皆様もよく御存じのとおりですけれども、これによって国際社会は今、歴史の岐路に直面していると私どもは考えております。そうした中で、ウクライナとその周辺国のみならず、食糧あるいはエネルギー危機に苦しむ世界の他の地域も含めて、日本が国際社会の平和と安定の維持のために貢献をするということが非常に強く期待をされております。その中でODAが果たす役割というのはかつてなく高まっていると私は感じておりまして、今年の2月以降、我が国がこれまでに表明、それから、実施してきているウクライナ及び周辺国への支援、あるいは世界的な食糧危機への対応というのは国際社会から高く評価されていると自負しております。

もう一つ、2月以降、現在までにウクライナ問題あるいは世界的な食糧危機への対応を検討する過程で私どもが改めて認識いたしましたことはNGOの重要性ということであります。ウクライナで実際に戦争が始まってすぐ、私ども、まだ政府の人間が現地に行けないという状況の中でも複数の日本のNGOの方々が、ウクライナには今、入っていただけないわけですが、ウクライナの周辺国で即座に活動を始められて、中には医師免許を持っておられる方をスタッフに抱えて医療活動を始めていただいたところもありますし、現地のNGOといろいろな連携・調整をして速やかに活動して下さったところもありますし、いずれにしろ、NGOの皆様の活動の迅速性、あるいは現地でのニーズを酌み取る力というのは私ども政府の支援ではなかなか手が届かないNGOならではの強みだということをお世辞でも何でもなく、改めて非常に感じました。

したがって、我が国がこれまでに表明をしたウクライナ及び周辺国に対する緊急人道支援、2億ドルプラスアルファという額ですけれども、それから、先日のドイツでのG7サミッ

トで岸田総理が表明をした世界的な食糧危機への対応において、ジャパン・プラットフォーム等を通じて日本のNGOの方々が行っていただける支援、これに対する政府としてのサポートを大幅に拡充しました。それも今、申し上げたようなNGOの皆様の活動の持つ強みというものを我々が改めて認識をした結果であるとぜひ御理解いただければと思います。

私ども外務省としては、こうした認識に基づきまして、今後ともNGOの皆様との連携を一層強化して、その知見あるいは経験を大いに活用させていただきたいと思ひますし、まだ続くウクライナの戦争を含めて、国際社会と連携して様々な危機に立ち向かっていきたいというふうに考えております。

以上、長くなりましたけれども、私の冒頭の挨拶とさせていただきます。冒頭申し上げたとおり、ぜひ忌憚のない御意見をお寄せいただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

植野局長、ありがとうございました。

続きまして、議題2の協議事項に入ります前に、岡田国際協力局審議官／NGO担当大使の後任として、本年6月28日に外務省に着任しました日下部国際協力局審議官／NGO担当大使に一言御挨拶をいただければと思います。

日下部審議官、よろしくお願いします。

○日下部（外務省 国際協力局 審議官／NGO担当大使）

外務省国際協力局審議官でNGO担当大使となりました日下部でございます。

国際協力局は過去にいたこともありまして、少し皆さんの中には私も聞いたことのある団体も幾つかありますけれども、基本的にまだNGO全般を見るということはなかったものでございますので、今回、こういった会議において様々な御意見を皆様から聞けるということは大変、私にとっても勉強になりますし、今後にも役立てていきたいと思っているところでございます。

NGOというのは、先ほど局長もおっしゃいましたとおり、開発協力大綱にもありますように、非常に重要な戦略的なパートナーだと考えておりますので、今後ともこういった場、また、こういうオンラインの場以外の場ももしあれば、そういう場も活用しながら皆様と緊密に連携を取っていきなさいと考えているところでございます。今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

日下部審議官、ありがとうございました。

続きまして、議題2の協議事項に移らせていただきます。今回の協議事項は、外務省側から1件、NGO側から5件ございます。

また、直前になって時間の変更等があった点、おわび申し上げます。この関係で、各協議事項ごとに与えられた時間は極力守っていただくようお願い申し上げます。

それでは、まず、議題2の1件目の協議事項に移らせていただきます。「ODA広報（実施報告及びグローバルフェスタJAPAN2022への参加呼びかけ）」ということで、外務省国際協力局政策課の永澤広報班長から御説明をお願いいたします。

○永澤（外務省 国際協力局 政策課 広報班長）

皆さん、こんにちは。外務省国際協力局政策課の永澤でございます。広報を担当しておりますので、引き続き今後ともよろしくお願い申し上げます。

私のほうから、ODA広報、一般広報でございますけれども、これについて、その趣旨、目的、主な事業、それから、最近の取組について簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、開発協力広報の趣旨・目的でございますが、先ほど植野局長から言及がございましたとおり、ODAというのは税金を原資とするものですので、そのODAの実施を円滑に進めるためにも、やはり国民の幅広い理解を得る必要があります、広報の必要性があるということでこうした紙を用意させていただきました。

右上に開発協力大綱の国内広報の積極的な実施に努める、それから、海外広報にも積極的に取り組むということが併記されておりますので、これにのっとり、我々、広報班はODA広報を積極的に進めております。

主な事業として、国内広報と海外広報の2つに分けて取り組んでおります。

左から、国内広報でございますが、国際協力イベントの開催。毎年秋に世界最大級のグローバルフェスタを開催しております。これは外務省、JICA、それから、JANICにNGOの取りまとめ役をいただいておりますが、その3者の共催となっており、これについてもまた後ほど御説明させていただきたいと思っております。

開発協力広報コンテンツ。御存じの方も多いかもしれませんが「鷹の爪団の行け!ODAマン」シリーズ。これは毎年3作作っております。

それから、ODAの現場で活躍する日本人に焦点を当てたドキュメンタリータッチの動画を、これも毎年作っております。これについてはまた後ほど御説明させていただきます。

ODA出前講座。これについては、中学校、高校、大学、研究団体からの要請によって、外務省員の主に国際協力局の人的資源を使って出向く、ないしはオンラインで講義をさせていただくということで実施をさせていただいております。これも好評を得ており、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

それに加えて、開発協力関係者を通じた情報収集や発信。

ODAのホームページも最近、刷新させていただきました、最近ではTICADが8月末にございますけれども、それに向けてTICAD特集を作成させていただいております。

加えて、ツイッター、ODAメールマガジン、それから、パンフレットにも取り組んでおります。

こういった国内広報のいろいろなツールですが、我々としてはいろいろな訴求対象が国内にあると思うのです。例えばODAについて無関心な人だったり、あまり知らない人だった

り、若者だったり、また、別の局面からすると、地方の企業の関係者、中小企業の関係者だったり、これから経済を担っていくであろう若手リーダーの方々、そういった方々の訴求対象もあるし、NGOやNPOの皆様のように、国際協力関係者、当事者の方々であるNGOの関係者だとか、大学の先生だとか、そういった訴求対象もある。その様な訴求対象に応じて、こうした開発協力の先ほど申し上げたコンテンツを訴求対象に応じて使い、ODAの意義を中心訴求していく取組をさせていただいております。

以上が大体、開発協力広報の趣旨・目的、それからツールでございます。

次に参りますけれども、最近の取組でございます。

コンテンツの制作については、毎年例年、大体3つのストーリーを「鷹の爪団の行け!ODAマン」を通じて分かりやすく動画にしており、最近、特に1話については40万回以上のアクセスをいただいておりますので、これについては我々としても人気商品として引き続き進めていきたいと思っています。

ODAの出前講座につきましては、教育機関に赴いて、特に去年度はコロナの影響もあってオンラインが中心になりましたが、今年については、できるところは対面方式で実施をしたい。それから、先ほど訴求対象の話を申し上げましたけれども、将来、ものづくりの企業に就こうとしている高等専門学校。そういったところにも我々としても攻めて、こちらから積極的にODAの出前講座をさせていただく。そういった試みをさせていただいております。

ODAのツイッターについても約1万人のフォロワーということで、先ほど植野局長からもありましたけれども、ウクライナへの支援とか、そういったことも最新の状況についてもツイッターで発信をさせていただいております。

ODAのメールマガジン。これはODAの関係者、国際協力の実施当事者によるエピソードとか、最近の活動報告とか、そういったものを月1回ペースで執筆していただいて、これを発信させていただいています。

それから「教えて!外務省 知っておきたい国際協力」。これはJICAの広報雑誌が、『JICA Magazine』の2ページをいただいて、外務省員がその広報雑誌の隔月のテーマに応じた形で、インタビュー形式で分かりやすく解説するというのをさせていただいております。

次のページに行きますが、最近の試みでございますけれども、ドラマを見る方が多い一般の方々、特にあまりODAになじみのない方々も多いかと思うので、そういったところを俳優の白石聖さんなど著名人を起用したテレビドラマを作りまして、母子保健分野、母子手帳を題材にして、ODAの意義を題材にしたテーマとしてドラマを作成いたしました。これについても外務省のホームページにアップさせていただいております。

それから、ドキュメンタリー動画。先ほどの訴求対象として中高年の方々ということで申し上げたと思うのですが、日本企業によるODAへの挑戦。例えばデリーメトロという案件が、インドの地下鉄でございますけれども、その女性、現場監督の苦勞。どうやって苦勞を乗り越えたか。そういったストーリーだったり、北海道のカメラ屋さんがボリビアに

渡って、使い古されて使われなくなった井戸の内部をカメラで撮影することによって再度使えるようにする。その様なODAを使った試みについて紹介しています。

「フロンランナー」ですが、平和構築、母子保健、それから、防災の3つの分野のいわゆるカリスマたちを呼んで、インタビュー形式でさせていただいております。これについては平和構築のところで、地雷撤去でカンボジア、ラオス、南太平洋で実績のあるNGOのJMASさんの協力を得て作成させていただいております。

その他、地方の中小企業のODAの実績、Q&A集、それから、ODA紹介動画なども実施しております。

最近ですが、海外広報でプレスツアーをよく実施させていただいているのですが、ただプレスを海外へ連れて行って見せるだけではなく、その時に映した動画を広報班が自前で編集をして、それでYouTube的にホームページにアップしている。こういった新しい試みをさせていただいておりますので、ぜひODAホームページに訪れていただけるとありがたいと思います。

以上、簡単でございますけれども、私から報告させていただきました。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

永澤班長、ありがとうございました。

それでは、今の説明に対して、NGOの皆様から何か御発言等ございましたらお願いいたします。

原田事務局長、よろしくお願いします。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

いかがでしょうか。今のODA広報のプレゼンテーションですけれども。

稲場さん、お願いいたします。

●稲場（アフリカ日本協議会、SDGs市民社会ネットワーク 国際保健ダイレクター）

どうもありがとうございます。聞こえますでしょうか。

前回の事前の打合せの際にも申し上げたことについて、こちらのほうで一応、協議も含めた討議ということになっておるかと思っておりますので、簡単に申し上げられればというふうに思っております。

まず、私から申し上げたいところといたしましては、日本のNGOも、特にアドボカシーの分野では教育や保健、紛争であるとか様々な分野についても、国際機関への拠出増に向けた取組をはじめ、微力ではあるけれども、様々な形で努力をさせていただいております。その中には多くの国民や市民に理解を求めるという活動も含まれております。

ODA広報に関して、ここで今、永澤様から御説明をいただいた外務省やJICA等の努力について、これは必要なことであって、これを否定するというつもりは全くございません。尽力をいただいていることについては一般論として感謝をしたいと思います。

その上で問題提起ですけれども、日本の多くの国民や市民がODAについて何らかの問題意識を持つのはもちろん、こうした広報に接する時というのものもあるかと思っておりますけれども、

より一般的かつよくある機会としましては、いわゆる政府の首脳や大臣等による資金拠出の発表の機会、これについて、メディアで見て、こんなに多くの資金を海外に供給するのかということで、そういったところでどうしても、このニュースを見て、それで何か思うところがあるということになるというのが非常に大きな機会になるのかなというふうに思うわけです。

なおかつ、ここにおいて国民や市民の間で大きな誤解が生ずることがあるということかと思えます。例えばG7サミットにおいて、岸田総理は8.8兆円の拠出を目指すというスピーチをサイドイベントにおいて行いまして、これが読売新聞などで報道をされたというところがございます。見ていただければと思いますけれども、ちょっとお待ちください。

読売新聞の報道ですが、こちらになります。「G7のインフラ投資で岸田首相「8.8兆円超の拠出を目指す」ということで、8.8兆円の拠出を目指すという書きぶりになっているわけです。それで、多くの皆さんはこれを見て、日本のいわゆる国民の税金から公共投資として8.8兆円もの資金を外国に、ある種、ばらまくという認識を持つ人が非常に多いと思うのです。実際には、この8.8兆円の中には多額の民間資金が含まれており、なおかつ、この8.8兆円の中の一定部分は日本の経済社会をよくするという方向に効果を持つものでもございますので、これが8.8兆円を、いわゆる日本国の資産が8.8兆円減るというものでは全くないことはこれは明らかかと思いますが、ただ、この記事を見た人は、8.8兆円もの資金を海外にばらまくのかという印象を持つ人が非常に多いということは事実だと思えます。

その結果として、例えば後追い報道で、これはYahoo!ニュースに出ているので見ている人が多いわけですが、日刊ゲンダイが「岸田首相『途上国支援8.8兆円』に国内からは疑問や怒りが!」という、こういういわゆるセンセーショナルな報道につながるような記事が後追いで作られるということに実際なっているわけです。それで、こちらの多くの人は、こうしたニュースの見出しや内容だけを見て、8.8兆円をばらまくのであれば我々にくれという、そういった認識を持つことにどうしてもなってしまうところがあるかと思えます。

あと、もう一つ、今回の場合については、この8.8兆円がどのような構成になっており、その資金が具体的にどう活用され、それがどのように世界の、特に中所得国あるいは低所得国の経済あるいはその社会をよくするのに使われ、なおかつ日本の経済社会・国際環境の改善に貢献するのかという、そういったことに関する情報が例えば外務省のウェブページあるいは内閣官房のウェブページを見ても全く載っていないので誤解が増幅されることにつながるのではないかなというふうに思います。

これらが政府による説明不足によるのか、あるいはメディアが記事にする時に、メディアがODAのことを知らないがゆえに、その結果として非常に省略しただけの記事になってしまって、それが誤解を生むのか。これはどちらが悪いのかということはちょっと分かりませんが、残念ながら多くの誤解が生じていることについては非常に遺憾であるというふうに思っております。

ですので、私どもとしては、このODA広報といった時に、いわゆるODAの様々な効果というところについて、いろいろな番組を作ったりとか、あるいはウェブを作ったりとかして知らせるということは大事だと思うのですが、一方でこうしたODAに関わるニュースにおいて、よりきちんとした説明をするというところにもう少し力を注いでいただいたほうが、いわゆる国民の誤解を減らし、また、よりよい理解を増やすという意味合いにおいて意味があるのではないかなというふうに思うわけです。

ですので、私の提案といたしましては以下のような点についてお願いしたいなと思っております。

一つは、ODA広報の意義。これは私どもとして否定するものではないが、むしろ、政府がODAや国際貢献、国際協力について、一定額の資金を拠出する。それをいわゆる世間に発表する際に、その背景やその効果、これは特に国際だけではなく、日本社会・経済への裨益も含めた、その効果について、より丁寧な説明をメディアに対して行うということが非常に大事なのではないかなというふうに思うわけです。

また、国民・市民のODAや国際協力に対する世論の在り方に鑑みれば、ODAに関する報道発表のやり方について、より多くの資金や労力を配分するほうが大事なのではないかと思います。例えばODAに関するメディアなどを対象とした定期的な勉強会の開催を行い、メディアが記事を書く際に、ODAの細部についてきちんと分かった上で記事を書けるようにするというようなこと。そういったところに尽力をするということの一つあるのかなというふうに思っております。

また、2つ目に、例えばODAの拠出について、外務省ウェブサイト等により丁寧な説明を行って、それが世界及び日本にどう貢献するのか、なぜ、その拠出をしなければならないかということについて、知りたい国民・市民がちゃんと情報にアクセスできるようにするというところに、力を入れたほうがよいのではないかなというふうに思うわけでございます。

こうした取組は、納税者に対してODAに対するアカウンタビリティ、トランスペアレンシーを確保するとともに、巨額な拠出についての国民・市民の誤解を減らし、よりよいODAを促進することになると思いますので、今、永澤さんが御説明された、このODA広報に加えて、例えばそういった報道に関するアプローチについて力を入れるようにする必要があるのではないかなというふうに思うわけでございます。この点について、NGOとして協力できることがあればぜひ協力したいと考える次第でございます。

私のほうからは以上でございますが、もし何か御議論することがあればというふうに思います。また、NGO側から御意見を出していただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

いかがでしょうか。参加者の方で、あるいは永澤さんのほうでコメント等ありましたらお願いします。

局長、お願いします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

すみません。それでは、よろしいでしょうか。

それでは、今の稲場様からの説明等に対しまして植野局長のほうからお答えさせていただきます。

○植野（外務省 国際協力局 局長）

植野です。すみません。もうちょっとしたら出なければいけないのですが、せっかく稲場さんから非常に大切な御指摘をいただいたので、ちょっと事実関係も含めてお答えをさせていただければと思います。

稲場さんが今、例に挙げられた先般のG7サミットでの岸田総理の発表ですけれども、確かに新聞とかには非常にセンセーショナルに金額だけ出ちゃって、その裏づけとなるブレークダウンが全然なかった。稲場さんはよくお分かりだと思うのですが、この8.8兆円というのは、大半は過去に日本がインフラ分野で実施してきたODAの実績、それから、民間の投資の実績を、ある種、足し合わせて掛ける5年とかというふうにやったものなので、別に新しく8.8兆円、予算をどんと用意してきて、それを途上国に配るということではないのです。

しかし、我々としてマスコミの人にもできるだけ丁寧に説明はしたいと思っていて、例えば私も2週間に1回、外務省に駐在しているテレビとか新聞の記者の皆さんに対して記者懇談会というものをやって、その都度、話題になっていること、あるいは今後起こり得ることについて、背景も含めて、できるだけみ砕いて説明をするにはしているのですが、実を言うと、例えば民放のテレビ局は、フジテレビであれ、TBSであれ、あるいはテレビ東京であれ、外務省に駐在している記者の人は1人しかいないのです。その1人の記者の人が、例えば昨日、今日ぐらいのニュースであれば、韓国の外務大臣が来て、林外務大臣と会いました、あるいは岸田総理を表敬しました、あるいは別途、サウジアラビアの外務大臣も来て、林外務大臣と会いました、あるいはウクライナの状況はこうということになっていますという、ほぼ世界中で起こることを1人でカバーしておられて、そういう中で我々のODAの話についてもカバーしてくれているという状況なので、なかなか個々のニュースに対して深く掘り下げて理解をして報道するというのは記者さん個人のキャパシティからしても難しいし、実際にメディアの中で取れる、新聞であれば紙面の大きさ、テレビであれば報道できるニュースの長さからいっても制約があります。

そういう中で、どれだけ正確に我々がやろうとしていることを伝えてもらうかというのは、工夫の余地はたくさんあると思いますけれども、我々も実は相当努力はしているのですが、努力していてもなかなか追いつかないというのが実情だということを、言い訳に聞こえるかもしれないけれども、申し上げておきたいと思います。

それで、NGOの皆さんとの関係、あるいは稲場さんがおっしゃったように、もっとこの話を深く掘り下げて知りたいという方との関係では、一つには今日みたいな場を使って御質

問していただければ我々から時間を取って説明するようにしますし、全部できるかどうか分かりませんが、外務省のホームページあるいはODAのホームページにこういうことについて教えてくれという御投稿をいただければできる範囲でお答えするようにいたしますし、ただ、どうしてもODAというと、なかなか関心がない人にとっては分かりにくいと思います。かつ新聞やテレビでも大きな数字だけがセンセーショナルに出てしまうという傾向があるので、どこまでできるか分かりませんが、まさに稲場さんが御指摘のように、国民の皆様の関心にきちんと応えるということこそODA広報の基本だと思いますので、引き続き意を用いてやっていきたいと思います。

さらに言うと、一番根っこのところで、稲場さんも言われた、我々、今、日本でもこれだけコロナで多くの人が病気に苦しみ、あるいはコロナのせいで仕事がなくなったり、学校に行けなくなって奨学金を返せなくなったり、非常に苦しい思いをしているのにどうして外国に援助するのだというのは常に根本的な問いとしてあります。恐らく、海外の途上国の支援をしておられるNGOの皆さんも、皆さんが支持者の方あるいは広く国民の皆様に資金的なサポートをお願いする時に同じような問いかけに直面しておられるのだと思うのです。

答えはもちろん、1つではありませんけれども、我々、日本というのはやはり国際社会の中で独立して生きていくということはできませんので、このウクライナの問題一つ取っても、ウクライナの状況が改善しなければウクライナから輸出されるべき小麦や他の穀物が輸出されず、それが中東やアフリカの政情不安を引き起こし、それが日本の例えば貿易にも大きな影響を与える、あるいは日本のシーレーンにも大きな影響を与えるということで、決して対岸の火事ではありません。あるいは今、ウクライナで起こっていることは明日、もしかしたらアジアで起こるかもしれない。アジアで同じことが起こった時に、世界中の人たちが我々、アジアの人間を助けてくれるかどうかというのは、我々が今、ヨーロッパで起こっていることにどう対応するかにもかかってくるのです。多分、そういう説明をしていくのだと思いますけれども、その部分のいわゆるアドボカシーというか、なぜ、今、海外の人たちを日本が支援するのかということについては、多分、置かれた立ち位置はNGOの皆様も我々も同じだと思いますので、その説明ぶり、こういうふうに説明したら支援者の人からすごく理解されて、快く支援を申し出てくれたというようなお話があれば、ぜひ我々にも教えていただければと思います。

あまり長くしゃべるといけないので、これぐらいにしておきます。どうもありがとうございます。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

植野局長、ありがとうございました。

では、永澤班長、続いてよろしくお願いします。

○永澤（外務省 国際協力局 政策課 広報班長）

植野局長がおっしゃったことに付け加えることはないのですが、稲場さんに最後におつ

しゃっていただいた国際協力・開発協力の意義について、NGO側も同じような説明責任を負っているということで、政府と一緒に頑張っていききたいということは非常に力強いお言葉をいただいたと思っております。先週の金曜日に、10月1日、10月2日、東京国際フォーラムでグローバルフェスタを開催するという告知を行いました。これはNGOと外務省の共同作業でもございますので、ぜひ、展示スペースの募集をしておりますので、積極的に御応募いただければということを最後、付け加えて終わりにさせていただきたいと思っております。

以上です。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

永澤班長、ありがとうございました。

それでは、今の御発言を受けまして、何かNGO側の皆様からございますでしょうか。

原田事務局長、いかがでしょうか。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

他にいらっしゃいますでしょうか。

Voice Up Japanの佐野さん、お願いいたします。

●佐野（Voice Up Japan 理事）

Voice Up Japanの佐野と申します。よろしくお願いします。

先ほど局長がおっしゃっていただいた言葉、ありがとうございます。

併せてコメントなのですが、先ほどおっしゃられた、NGOと政府が同じ立場に置かれているという点に関して少々違和感を抱いたのでコメントできればと思うのですが、恐らく政府側として、なぜ、国際協力というものをやらなければいけないというのは、最後のほうにおっしゃられたとおり、ウクライナを支援したら小麦の値段に影響があるとか、日本に対してちゃんと価値があるというようなメッセージで伝えることが非常に国民に対しての責任としてあるのかなと思っておりますが、それはNGOに関しては必ずしもそうではないのかなというふうに思うのです。

我々は善意のために、国民のためにというだけではなくて、人間として、人権を考慮した取組が多いのかなというふうに思うので、政府とNGOの役割が必ずしも同じである必要性はない。協力というのは非常に必要だが、政府は政府として国民に対しての責任とか、支援にある背景とか、本質的な理由というのをちゃんと説明する義務があるのかなとは個人的に思うので、そこはきれい事で済まずに、ちゃんと、なぜ日本の経済に影響するのかとか、そういったところもちゃんと補足して説明できれば、より国民からの支援も、見方とかというのも変わるのかなというふうに思います。ぜひ政府にしかできない文脈でもあると思うので、メッセージの拡散を進めていただければとは個人的に思っております。

以上です。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

稲場さん、手を挙げていらっしゃいますけれども。

●稲場（アフリカ日本協議会、SDGs市民社会ネットワーク 国際保健ダイレクター）

時間が延びているということなので、簡潔に。

植野局長には渾身の説明をしていただきまして大変ありがとうございます。

私自身もHIV・エイズの分野でいろいろ取り組んでいるのですけれども、例えばグローバルファンドに対する拠出のほうが日本国内のエイズ対策よりもずっと額が大きいという、そういった問題がありまして、国内のHIV・エイズに、ある種、苦しみ、闘っているような人たちにとって、どのようにグローバルファンドの拠出を、これは非常に意味があることなのだとすることを、例えば説得をしたりとか、あるいは一緒に応援しようという形でモビライズするという点に関して、いろいろ苦労を重ねてきた経緯もありますので、そういった意味合いで、いろいろ似たような苦労というのは本当にしているところかなというふうに思っております。

その上で、やはりいろいろな御尽力をされているということは私自身も重々分かっているわけなのですが、一方で現状では多くの額を拠出するという報道に関してなかなかこれは難しいということがあって、その点、例えばこの間、WWFの方が出された気候変動について、どのようにメディアに伝え、そして、どういう形でこれをメディアとしても肯定的に報道してもらうのかということに関して、ある種、非常に戦略的に取り組まれた事例というものを本にされているケースなどもありますので、例えばNGOとしてもそういった協力なり、あるいは連携というものができるのかなというふうに思っております。

このあたりについて、ぜひ、いわゆるODA広報を、ある種、こういうことをやっているの理解してほしいということのみならず、特にメディア全体を相手にして、どういう形でいわゆる日本の国際貢献というものを理解し、よりよい報道をしていただくのかということに関しては、一度、ぜひ連携をして、何らかのプログラムに落とし込んでしっかりやるということも大事なかなと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいというふうに思います。

どうもありがとうございます。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございました。

それでは、時間が押しておりますので、次の協議事項に移らせていただきたいと思います。植野局長におかれましては、次の日程がございますので、ここで失礼させていただきます。

植野局長、ありがとうございました。

（植野局長退室）

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

続きまして、議題2の2件目の協議事項「日本政府による民主主義共同体（CoD）運営理事国のメンバーシップ更新について」に移らせていただきます。

2件目以降はNGO側の提案議題なので、原田事務局長、御紹介等をお願いできますでしょ

うか。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

今、紹介されました、今、画面共有されています、この議題に関して、JANICの堀内さん、御説明をお願いいたします。

●堀内（国際協力NGOセンター シニア・アドボカシー・オフィサー）

皆さん、こんにちは。国際協力NGOセンター（JANIC）及び／THINK Lobbyの堀内と申します。私から「日本政府による民主主義共同体（CoD）運営理事国のメンバーシップ更新について」、議題を簡潔に御説明いたします。

まず、この民主主義共同体（Community of Democracies）と呼ばれる団体ですが、2000年に設立された政府間組織でありまして、共通の民主的価値の遵守を支援し、世界の民主的なルールを支持し、民主的規範と制度を強化するという目標に向かって、政府、市民社会、民間セクターが参加しています。

日本政府は2000年にワルシャワで開催された民主主義共同体の閣僚級会合に参加をし、民主主義にとって重要な基本的権利を確認し、民主主義へのコミットメントを表明し、その後、運営理事国のメンバーとして活動しております。

市民社会の柱、Civil Society Pillarと呼ばれる民主主義共同体のアドバイザーとして、市民社会、NGOは活動しておりまして、JANICは日本のフォーカルポイントを務めております。

まず、この議題を、なぜ、このODA政策協議会で提案するかということについて御説明いたします。

2015年に閣議決定されました開発協力大綱において、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行うという旨が記載されております。

また、日本政府も推進しております持続可能な開発目標（SDGs）にも「人権の尊重」ですとか「ジェンダー平等」はもちろん、目標16の「平和と公正をすべての人に」のターゲットとして「法の支配」「説明責任のある透明性の高い公共機関」「対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定」「情報への公共アクセス」などが含まれております。

2019年12月に発表されました「SDGs実施指針改訂版」におきましても「国際社会における普遍的価値としての人権の尊重と、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化」等に言及されております。

2021年12月にアメリカ政府が主催しました「民主主義のためのサミット」において、日本政府は、腐敗との闘い、権威主義からの防衛、そして、人権の促進を柱とするコミットメントを発表しております。

また、日本政府もその一員でありますG7というのは「民主主義、自由、平等、法の支配及び人権の尊重という共通の価値」を共有しておりますし、来年、広島で首脳会合が開かれる議長国としての期待も高まっているかと思います。

本年、2022年5月に内閣府経済財政諮問会議において発表された「経済財政運営と改革の基本方針2022（仮称）（原案）」においても「自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値に基づく国際秩序の維持・発展のための外交を積極的に展開」と記載されています。

このように、日本政府が取り組む開発協力ですとか国際協調を推進するに当たって、民主主義というのは基本となる理念や価値であります。そのため、NGOや市民社会も関わる民主主義共同体に関する本議題というものをODA政策協議会で取り上げたいというふうに思ひまして、今回、議題提案をしております。

このたび、日本政府が運営理事国として参加している民主主義共同体なのですが、その運営理事国の資格の更新に当たっているというふうに聞いております。この日本政府の資格更新に当たって、市民社会の視点から民主主義を構成する5つの要素についての報告書を作成し、発表しております。この5つの要素というのは、民主的ガバナンス、表現の自由、政治参加、人権の保護と推進、そして、法の支配です。

幾つか紹介しますと、例えば政治参加の分野では国会議員のジェンダーバランスが諸外国と比べて著しく偏っていることすとか、法の支配の分野では逮捕された被疑者が最大23日間も警察の留置所に拘禁されるという代用監獄と呼ばれる日本独特の制度の問題点、そして、表現の自由の分野では在住外国人や人権活動家などの社会的マイノリティーに対する攻撃が放置されてしまっている状況というのが表明されております。

このように日本政府及び日本の社会において、残念ながら民主主義に関する課題がたくさんあるわけなのですが、引き続き、民主主義共同体の運営理事国としての役割を果たしてほしいといった期待から、市民社会として今回の資格更新の推薦を行いました。

この件に関して、以下の質問と論点を表明いたします。

まず、質問の1点目ですけれども、外務省のウェブサイト「民主主義共同体閣僚級会合」のページがありますけれども、こちらの更新がちょっと遅れているようなので、最近の状況を含めて更新されるかどうかという点について伺いたいと思います。

また、同じく運営理事国の会議についても、先ほどのODA広報の際にもそうですけれども、記録の公開をして、広くNGOを含む多くの方にこういった日本政府の活動を周知すべき機会と思いましたので、そういった記録を公開するかどうかについても伺えればと思っております。

以上2点が事前質問ですけれども、今回のODA政策協議会の論点として4点挙げております。

まず、1つ目ですけれども、民主主義共同体の運営理事国として、日本政府が具体的にどのような面で貢献したいと考えているのかについて伺えればと思います。

2点目、本年5月19日及び20日に、民主主義共同体の常設事務局と日本政府関係者の間で、この運営理事国の更新に関する会合が行われたというふうに承知しておりますけれども、その詳細について伺えればと思います。

3点目、日本の市民社会が作成した報告書について、意見交換を行う場を設けて、また、

このODA政策協議会にフィードバックをしたいと考えますが、いかがでしょうか。

4点目、民主主義共同体が民主主義の進展という役割を果たすために、その一員である日本政府と市民社会が協力して行えることがあるとすればどのようなことが考えられるかについて伺えればというふうに思います。

私からは以上です。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

堀内さん、どうもありがとうございます。

外務省側の答弁はいかがでしょうか。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございました。

今の御説明、御質問等に対しまして、外務省側から本日、総合外交政策局人権人道課の松井企画官に来ていただいておりますので、松井企画官のほうから御説明申し上げます。

○松井（外務省 総合外交政策局 人権人道課 企画官）

皆様、よろしくお願いします。7月1日に、軍縮ではあったのですが、ジュネーブから戻ってきて、この人権人道課の企画官に就任しました松井です。よろしくお願いします。

実は、このODA政策協議会に出るのは久しぶりでして、私、以前、今も映っていらっしゃる稲場さんと世界エイズ・結核・マラリア対策基金の関係でいろいろとお話をさせていだきました。再び、またこうして皆様とお話をする機会が得られるというのは非常に嬉しく思っておりますので、今後よろしくお願いしますと思います。

御質問いただいている民主主義共同体の話ですが、私もこちらに着任してすぐに日本のメンバーの更新のための会議にオンラインで私が参加をさせていただきました。それに当たって、NGOの皆さんから事前に出していただいた報告書も全て目を通しました。今、堀内さんから御紹介があったとおり、日本のNGOとしても日本の更新、それに対する日本の政府の期待とともにだと思いますが、更新を推薦してくださったということで、非常にありがたく思っております。

民主主義のプロセスというのは多分、相当長いプロセスで、私、個人的にも思っていますし、政府としても言っていると思いますが、やはりプロセスはインクルーシブであるべきだと思うのです。なので、我々の立場、政府の立場とNGOの皆さんが指摘をされることとが常に一致するというわけではないのですけれども、それを対話の中で一つ一つ解決をしていくということがまさに日本の民主主義を成熟させる上では必要なことなのだろうなと思っています。その意味で今日のこの対話も一つのプロセスなのだろうと思っています。

それで、いただいた論点について順番に御説明をしたいと思います。

1つ目は、包括的に、日本がこの運営理事国に再選をされたので、具体的にどのように運営理事国として貢献したいと考えているかという点ですが、これは一番端的には、去年の12月に岸田総理がまさに民主主義のためのサミット、アメリカが開催したものですけれども、その中でスピーチをしています。そこに日本の民主主義を発展させる上での考え方が

如実に出ていると思うのですけれども、今、私がちらっと申し上げたことも一部含まれていますけれども、まさに長い時間を要するので、それぞれの国の歴史的な経緯とか、そういうことを尊重して民主主義の定着に寄与するのだと。

これは、言わんとしているのは、西欧の国がよく言うように、単純に人権をふりかざすということではなくして、日本はなканずくアジア諸国の民主主義の定着ということに日本としての責務を置いているということで、したがって、日本はそういう二国間対話を通じて相手方の意見に耳を傾けて協力を積み重ねるのだと。その対話と自主的な取組を後押しするということの車の両輪でやっていきたいという、日本なりのというか、日本の民主主義の定着のプロセスということを重視しているのだということを総理から言っています。

その中で、具体的にはアジアを中心に74以上の国に対して人材育成だとか、先ほど日本に対する指摘の中でもいただいています、メディアの自由の強化、それから、選挙プロセスです、地方を含む選挙とか、地方を含む各種制度の構築・整備支援、そういうものをODAを使ってもやっていると思いますし、各省も各省のプロセスでやっているのも私は承知しています。なので、そういう日本なりの貢献を民主主義のためのサミット、ないし民主主義共同体のプロセスの中で打ち出していきたいというのが日本の考え方です。

それから、このプロセス、運営理事国の更新に関する会合の詳細をとということなのですが、基本的には今、申し上げたようなことを理事国会議でもお話をしていたと聞いています。私は、その場には実はいなかったのですが、特に前の話なので、ただ、詳細については、実はこれは手続上、この民主主義共同体の中の手続は公開しないという前提になっているというふうに聞いているので、それを詳細を我々のほうからホームページに載せたりとかということはしていないのですけれども、そういうことで御承知をいただきたいと思います。

ラウンドテーブルを通じて意見交換をしたいという話だったのですが、これは私、冒頭申し上げましたけれども、まさに市民社会で皆様と対話をしながら日本の国内の民主主義の成熟ということと、それから、日本が対外的にやっていく民主主義定着のためのプロセスあるいは支援ということについて皆様の御意見を反映するということは非常に重要なプロセスだと思います。それで、どのような形式を考えておられるかとかということを、ちょっと詳細もよく分からないので、今の段階で、では、何か形式を立ち上げてやりましょうということは申し上げられませんが、私も個人的にはNGOの皆様の意見をお伺いしながら政策に反映していくということは重要な責務だと思っていますので、むしろ、お時間があれば個別に時間を取ってお話をお伺いしたいと思っています。

それから、最後ですけれども、市民社会と日本政府が協力して行えることはということですが、そこは何度も私も申し上げていますが、必ずしも立場は一致していないのだろうと思います。御指摘のある部分、政府もそうだなと思うところもありますし、一方で政府としてはできないところも当然ある。ただ、いずれにしても、そこは対話を諦めてはいけないと思います。なので、こういう報告書を出していただければ私たち全員、全て目を通

しますし、あるいはこういう政策協議会の場も重要な場だと思っていますし、そういう中で、まさにインクルーシブなプロセスを目指していきたいと思っています。

そんな感じでよろしいでしょうか。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

松井企画官、どうもありがとうございました。

それでは、堀内様、その他、NGO側の皆様、いかがでしょうか。何かコメント等ございましたらお願いいたします。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

Voice Up Japanの佐野さん。

●堀内（国際協力NGOセンター シニア・アドボカシー・オフィサー）

原田さん、最初によろしいでしょうか。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

どうぞ。

●堀内（国際協力NGOセンター シニア・アドボカシー・オフィサー）

松井企画官、御説明ありがとうございます。様々御紹介いただきまして大変ありがたいと思っております。

報告書に関する意見交換ですけれども、ぜひ、どのような形で実施できるかということや、NGO、外務省、双方が知恵を出し合って実施できればと思いますので、ぜひ、この後もやり取りは続けられるかというふうに思っております。詳細については民間援助連携室及びODA政策協議会のコーディネーターの皆さんを通じて今後やり取りできればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

それでは、Voice Up Japanの佐野さんが手を挙げていらっしゃいます。御発言をお願いします。

●佐野（Voice Up Japan 理事）

ありがとうございます。Voice Up Japanの佐野と申します。よろしくお願いします。

先ほどの返答、ありがとうございます。また、一緒に考えていくという立場を示していただき本当に感謝しております。

個人的に気になっているのですけれども、2022年のジェンダーギャップというものが最近リリースされて、結構、話題になっているかなと思っているのですけれども、日本の例えば政治参画の面において、女性の政治参画というのが146か国中139位という、下から数えたほうが早いという、日本人として私は非常に恥ずかしい結果になっているのかなというふうに思っているのですけれども、この件に関して、もちろん、市民団体、NGOの我々からのフィードバックとか、こういうふうにしてくださいというような意見を受け入れてくださるという姿勢も非常に重要だと思います。しかし、民主主義の代表みたいな形でCoDで推進していくに当たって、自分の国でできていないことをどういうふうに背景に持って

いくのかというのは非常に個人的には疑問があり、このような日本が世界的レベルで見ても非常に遅れているような分野に関して、どのように政府側としては対策を練ってアカウンタビリティを持って解決していくのかというのは個人的に気になるポイントです。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

松井さんのほうで何かコメント等がありますか。

○松井（外務省 総合外交政策局 人権人道課 企画官）

ありがとうございます。特にこれについて政府の立場がはっきり決まっているわけではないので、あくまで私の個人的な考えを申し上げたいと思います。

御指摘の点については、まさに個人的には同意で、常に外務省の仕事は、いつも思うのですけれども、外に対しては日本の立場をプロテクトする、中に対しては外から言われていることを御説明するという微妙な立場に置かれているのだと思います。なので、今、御指摘いただいた、例えば日本国内でできていないから、では、国際的に言うのは恥ずかしいか、あるいは言うべきではないとまではおっしゃっていませんでしたけれども、言うべきではないということは、それはそれとして切り分けて、必ずしもそれは当然、自分はできていないかもしれないけれども、では、自分ができるまで外に対して言わないかということ、多分、そんなことはないだろうと思います。まさに民主主義というのは、冒頭申し上げたとおり、長い時間をかけて成熟をさせていくプロセス、あるいは対話のプロセスだと思いますので、まさにそこで対話をするを自ら打ち切るというようなことをする必要はないだろうと個人的には思っています。

あと、もう一つ、例として挙げていただいた女性の議員の数の少なさという点については、実は昨日、私もええっと思って見ていたのですけれども、NHKの世論調査で女性議員が参議院議員選挙で過去一番最多の席を占めました、それについてどう思いますかという世論調査だったのです。それで、50%以上の回答が、女性議員の数が問題ではないという回答だったのです。私は個人的にはええっと思って、そうなのだと。多分、ヨーロッパだったらそういう回答には恐らくならないと思います。だから、これは裏返せば日本の社会全体が、男性も含めて、女性も含めてですけれども、そういう考えを持っている人がまだマジョリティーだということなのだろうと思うのです。だから、日本の外交がそういう国内的な考えに、ある程度、左右されるということは、ある意味、仕方がないことだろうと思いますし、そういうことで、まだまだ我々としては取り組んでいくべき課題はいろいろあるのだろうというふうに個人的には思っています。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

松井企画官、ありがとうございました。

すみません。ちょっと時間が押しておりますので、もし他に御意見等がなければ次の議題のほうに移りたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

●佐野（Voice Up Japan 理事）

はい。お願いします。

○松井（外務省 総合外交政策局 人権人道課 企画官）

ありがとうございました。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、松井企画官、どうもありがとうございました。

続きまして、議題2の3件目の協議事項「ミャンマーに対する新規有償資金協力と既存事業の継続に関して」に移らせていただきます。

こちらでもNGO側からの提案ということで、原田事務局長、よろしくお願いいたします。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

メコン・ウォッチの木口さん、スタンバイオーケーですか。

●木口（メコン・ウォッチ 事務局長）

はい。すみません。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

では、木口さん、御説明のほうをお願いいたします。

●木口（メコン・ウォッチ 事務局長）

ありがとうございます。事前にお送りした資料が少々長くなっておりまして恐縮です。

皆様ご存じのとおり、2021年2月1日にミャンマーで国軍によるクーデターが発生しております。現在では確認されているだけでも2,000人以上の方がいわゆる「治安部隊」というような国軍を指揮する組織によって殺害されていたりですとか、1万数千人の方が不当に拘束されたままで、延べ人数も分からない人数になっているというような状況です。もし、今、ヤンゴンを訪問されたらば、最大都市のヤンゴンでは平静のような状態に見えるかと思いますが、いわゆる少数民族の居住地域では、戦闘の激化、紛争を避けての国内避難民の発生ですとか、様々なことがあり非常に危機的な状態になっているというのは各種報道でご存じのとおりかと思います。

このミャンマーに対しては、日本はいわゆる民政化を行う時にサポートしており、2012年以降、2019年までに累計で1兆3000億円の借款契約に調印されていると理解しております。前回の事前の協議でもお伺いしましたが、実施中の案件は34件で、借款の契約ベースで7300億円以上が契約されているという状況になっています。

ミャンマーに関して、日本政府は民主化の早期回復ですとか様々な点で御発言されていることは理解されているのですが、一方でこれまでクーデター以前に決まっていたODA、特に有償資金協力についてはそれをそのまま継続されている状況だというふうに理解しております。皆さん御存じのように、有償資金協力というのはほとんどが大規模なインフラ事業に関してつけられるものです。それで、新規の案件に関しても、こちらに書いておりますように、早期の段階で一定の中断は行われているというふうに理解をしておりますけれども、その御説明の文言をきちんと読むと、本当にそれが中断されているのか、それとも、いつでも再開できる状態になっているのかというのが非常に気になっているところではあります。

それで、昨年のG7会合の首脳コミュニケで、ミャンマーに関して、国軍を利することのないように、それから、ビジネスに対して、人権のデューデリジェンスなどを実施するよう強く求めるということでも理解しております。

私たちが考えるところによりましては、現状のミャンマーの状況、国内が各地で紛争状態になっているという状況の中で、大規模なインフラ整備を行っても経済への波及効果というのは一部地域、一部の方にしか及ばないのではないかとということを非常に強く懸念しております。早い段階から在日ミャンマー人の方たちの一部からは、このODAの継続というのが国軍を利することによって懸念も示されておりますし、実際、世界銀行やアジア開発銀行は、クーデターの後、全ての支払を停止しているというふうに理解しております。日本のODAに関しても、これは制度上は可能ではないかというふうに見ております。

それから、今年4月になってから、円借款の事業に対して、鉄道の改修の事業ですけれども、これが何らかの爆破事件に巻き込まれていることが報道されております。あるいはこの報道だけでは分かりませんが、円借款事業が国軍を利するものと一部のミャンマー市民からみなされているおそれというのものもあるかと考えております。

先ほど申し上げましたけれども、全体に政治が混乱している、それから、深刻な人権危機が起きているという中で、世界銀行はミャンマーが昨年度マイナス成長になるという予測を出しており、2021年度／2022年度では回復傾向にあるものの、混乱が継続していることで、以前のような経済成長は望めないというふうにも世界銀行も見ています。この状況で、この円借款、これはミャンマーにとっては債務になりますので、それを出し続けることというのがミャンマーの人々への不当な債務にならないかということを大変強く懸念しております。

この議題に上げた理由に関しては、3番目に挙げさせていただいておりますが、開発協力大綱に反すること。それから、このODA事業が、その一部ですけれども、具体的にはバグー橋建設事業でサプライチェーンに国軍系企業が入っていることが分かっています。こういったことがあればODAによって国軍を利するのではないかという批判というのは避けられないかと考えております。そういうことを通じて、日本の外交に係る評価というのを毀損するおそれということと、ミャンマー市民の方たちの信頼を失ってしまうというおそれもあるというふうに考えております。それから、長期的には、現在の状況で多大な債務を貸し付けることにおいて、ミャンマーの人々にとって不当な債務というのが生まれるのではないかと懸念も持っております。

何よりも、この多くのODAの有償資金協力ではありますが、ODAの継続ということに関して、ミャンマーの国軍が作っている政体を早期に支持するというふうに国際的にもミャンマーの方たちにもみなされてしまうのではないかとということが非常に強く懸念されています。といいますのは、各種の問合せに関して、ここ1年ほど、ミャンマー国軍が指導する体制との間で新たに決定したODA案件はなく、今後についても現時点で早急に判断する案件はないというふうにお答えをいただいているのですけれども、早急に判断する案件がもし生じる

というふうな政治状況になれば検討・実施することがすぐにできるのではないかということ、を非常に強く懸念しております。

事前の質問を4点ほどお送りしましたが、ODAの実施、円借款の実施に関しては、案件、それから、金額等には特に大きな変化はないということと、この案件について詳細は差し控えるというお答えをいただいております。それから、現地の安全のほうでは実施を行っているという御説明も伺っておりますが、そちらも詳細については明らかにされないという御回答もいただいております。

今日の論点としましては、他の皆さんも含めて御意見をお伺いできればと思いますけれども、私どもとしては、国連やNGOを通じた人道援助以外の新規ODAを止めているのは先ほど申し上げたようなことであって、新規のODAに関しては公式に停止していないという理解でいいのかということ、を明らかにさせていただければと思っております。

それから、ミャンマー国軍の市民に対する暴力というのは現在でも続いております。現状での既存の円借款事業継続は、国軍の行動に鑑みて、3.1で示した大綱の理念と原則に反するのではないかということ、を懸念しております。これについて、外務省の皆さんの御見解を御説明いただければと思います。

最後に、ミャンマーの今後の円借款の返済が市民生活を圧迫するおそれがないのか。また、債務返済の見通しをどのように評価されているかということ、を可能な範囲で御説明いただければと思っております。

長くなりましたが、以上です。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございました。

それでは、今の御説明に対しまして、外務省側から国際協力局国別開発協力第1課の栗本首席事務官に来ていただいておりますので、栗本首席、どうぞよろしくお願いします。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第1課 首席事務官）

よろしくお願いいたします。国別開発協力第1課の栗本です。詳細な御説明、ありがとうございました。順を追ってお答えさせていただきます。

まず、新規の経済協力に関しまして、ODAを公式には停止していないという理解でよいのかという御質問をいただいておりますけれども、これは国会等でもこれまでも御説明させていただいているとおりでして、我が国のODAの立場、基本的な方針は変わっておりません。すなわち、国際機関やNGOを通じた人道支援については、ミャンマー国民に直接裨益するという観点から積極的に実施してきています。一方で、国軍主導の現政権との間では、二国間の国際約束を伴うODAについて直ちに行わなければならない案件はないと立場を表明しておりまして、この考えに変更はございません。今後についても、我が国やASEANを含む国際社会が引き続き事態の改善に向けて様々な取組をしている中でございますので、こうした取組の状況を見ながら、どのような対応が効果的かということ、を総合的に検討していくこととなります。

仮に新規の案件があった場合は実施する可能性があるのかということも御質問いただきましたけれども、この点につきましては仮定の話になりますので、恐縮ですが、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。

続いて、開発協力大綱の理念と原則に反するのではないかと御指摘、御質問をいただいておりますけれども、開発協力大綱においては、当該国における民主化、法の支配及び基本的人権の保障をめぐる状況に十分、注意を払うとの原則を常に踏まえた上で、当該国の開発需要及び経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断の上、開発協力を実施するというふうにされています。政府としましては、ミャンマー国軍に対して、暴力の即時停止、被拘束者の解放、民主的な政体の早期回復の3点について具体的な行動を取るよう強く求めていますし、同時に、5つのコンセンサスの早期履行に向けたASEANの取組、これも最大限、後押ししているところです。このような取組を行う中で、我が国の対ミャンマー経済協力、これはどのような対応が効果的かというのを総合的に検討していくこととしておりまして、こうした方針が開発協力大綱に抵触するとは政府としては考えておりません。

3つ目に、円借款の返済について、市民生活を圧迫するおそれがないか、また、返済の見通しという御質問をいただいておりますけれども、現時点ではミャンマーの債務返済が滞っているという情報には接しておりません。

取りあえず、以上です。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

栗本首席、どうもありがとうございました。

それでは、今の説明に対しまして、NGOの皆様から何か御質問等ございますでしょうか。

●木口（メコン・ウォッチ 事務局長）

よろしいでしょうか。木口です。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

お願いします。

●木口（メコン・ウォッチ 事務局長）

御説明ありがとうございました。

今日初めて聞かれる方はなるほどと思われたかと思うのですが、今の御説明はほぼ1年以上、全く一言も変わっていらっしゃらないということをここで御指摘させていただきます。

また、国軍に対して3点の申入れをされているという点、それから、ASEANの5つのコンセンサスの実施に取り組まれているという御説明なのですが、具体的に何か明らかにできることが現時点であればぜひ御説明いただければと思います。こちらに関しても同じ回答がほぼ1年近く続いているかと思うのですが、具体的にどのような行動をされたかというところは伺えていないので、この機会に再度質問させていただきます。

私どもの理解では、この3点、日本政府が求める3点というのは全く国軍側に実施するような意思が見えないということと、それから、ASEANの5つのコンセンサスに関しても、人道支援の部分が少し動き出したかなというところではありますが、他の4点についても、

アウンサンスーチーさんを含め、NLDの、旧政権の、クーデターで権力を奪取された側の、選挙で選ばれた政権の方たちとのASEANの代表との会合もまだ実現しておりませんし、全く実現のめどが立っていないのではないかというふうに懸念しております。

以上です。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございました。

それでは、栗本首席からお願いいたします。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第1課 首席事務官）

御質問ありがとうございます。

確かに御指摘のとおり、政府としての説明のラインというのは変わっていないかと思えます。政府として、もちろん、働きかけというのは現地大使館を通じて様々なチャネルで行っておりますし、他にもいろいろな形で働きかけというのは行っています。ASEANの取組も、特使の訪問というのも先月もありましたけれども、まだ続いているということで、確かに効果というのは、なかなか情勢が改善していないというのは御指摘のとおりで、政府としてその状態を是認しているということは全くありませんで、状況の改善をいろいろな形で、様々なチャネルで働きかけをしています。

こうした働きかけが完全に破綻したわけではなく、こうした取組はまだ続けているという状況だからこそ、現時点で経済協力の方針というのを変えるべきではないというのが政府の考えでございまして、引き続き、冒頭申し上げたように、どのような対応が効果的かというのを総合的に検討していくということになります。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

御指摘ありがとうございました。

それでは、時間がちょっと押してきておりますので、もし、他に御質問等なければ次の議題に。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

すみません。佐伯さんがさっきから手を挙げていらっしゃるようですが、佐伯さん、よろしくお願いします。

●佐伯（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

時間がないところですみません。

1つお伺いしたいのですが、ミャンマー、ビルマが民政に移管していく中で、かなり日本の企業が進出して、それをやはり外務省のODAでも後押しするというような動きが、この間、ずっと続いてきたかと思うのです。今、この状況になって、進出した日本の企業のほうがどういう状況にあるのか。かなり撤退しているところもあるとか、報道で見えますけれども、それに対して外務省に何か企業から働きかけがあったり、もしくは外務省の方とその進出した企業の人と話したりとか、そういったことというのがどのぐらいなされているのか、もしよければ教えていただきたいです。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

佐伯様、ありがとうございます。

それでは、栗本首席のほうからお願いします。

○栗本（外務省 国際協力局 国別開発協力第1課 首席事務官）

もちろん、個別の案件については、契約企業さんとの関係もありますので、個別具体的なお答えはできませんけれども、JICAを通じて、あるいは直接、または現地の大使館等が現地の進出している企業の方から相談を受けるというのは、これはかなり密にやっています。もちろん、安全確保というのが最優先ですので、そういった観点からも大使館ですとか、あるいは政府として持っている治安情報、そういったものというのは企業さんにも共有していますし、緊密に連携はしています。

●佐伯（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間が押してきましたので、もし、他になれば次の議題に移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

●木口（メコン・ウォッチ 事務局長）

1点だけよろしいですか。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

木口さん、どうぞ。

●木口（メコン・ウォッチ 事務局長）

御説明ありがとうございます。引き続き、どうぞよろしくお願いします。

1点お伝えしておきますが、最近、報道でありましたが、JICAの皆さんが専門家の派遣を再開されるということで報道されているのですけれども、その中であった発言、関係者の方の御発言ですが、治安が安定しているとは言えないような状態で戻らなければいけないことに不安であるですとか、現地状況が不透明さを増しているというようなところで派遣が再開されるということに強い懸念を持っていらっしゃるという方がいらっしゃったというようなことが、東洋経済で、報道されております。

そのようなことで、関係者の皆さんも状況が不透明だと不安に思っている中、通常業務を続けていらっしゃる。気をつけていらっしゃるということは重々承知をしていますが、なかなか判断の難しい局面が多い中で皆さんが活動されているということに非常に強い懸念を持っているということを改めてお伝えして終わらせていただきたいと思います。

今日はありがとうございました。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございました。

それでは、次の議題、4つ目の協議事項「開発協力大綱をめぐる状況（市民社会の関与について）」に移らせていただきます。

こちらでもNGO側からの提案ということで、原田事務局長、よろしくお願いいたします。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

次の議題です。「開発協力大綱をめぐる状況（市民社会の関与について）」、アフリカ日本協議会、SDGs市民社会ネットワークの稲場さんから御説明をお願いいたします。

●稲場（アフリカ日本協議会、SDGs市民社会ネットワーク 国際保健ダイレクター）

ありがとうございます。では、画面の共有をしまして説明をさせていただきたいと思っております。

こちらのほう、議題提案といたしましては「開発協力大綱をめぐる状況（市民社会の関与について）」ということで提案をさせていただきます。簡単に説明をいたしまして、その上で意見交換に時間を割いていきたいと思っております。

議題の背景といたしましては、今年5月に幾つかの新聞で、日本政府が開発協力大綱について年内に具体的作業に着手をし、来年の改定を見込むというようなことが報じられました。これに関しまして、私どものほうから議題を提出させていただきたいと思っております。

まず、議題に関する問題点ということで、なぜ、議題に上げたいのかということですが、先ほど植野局長がおっしゃったとおりですが、今の時点では日本政府として、この開発協力大綱の改定について公式見解が発表されていないという状況がございます。ただ一方で、これもまた局長がおっしゃったように、実際に日本のODAの在り方については、大綱の改定のあるなしにかかわらず様々な形でアップデートをされているし、検討もされているということでしたので、基本的にはそこをベースとして意見交換をしていければというふうに思っております。

事前質問のほうにつきましては幾つかありますが、これは省略をさせていただきまして、実際、いろいろ既に情報等をいただいているところですので、議題の論点に移っていきいたいと思うのです。

まず、1点目といたしましては、現状、ODAについて、これは拡充を目指すということを経営で書かれております。今回の開発協力大綱を改定することでODA拡充を目指すということですが、これは一貫して、今まで外務省との意見交換の中では、財政状況が厳しいので、ODAを増やすということに関しては国民の理解と支持を得るのはなかなか難しいというようなことが言われていたかなというふうに思います。これに関して、今回、拡充ということにしたいということなのですが、私どもとしても拡充、それ自体はいいことかとは思いますが、これについて、どういう形でこれを拡充するという話になってきているのかということ。また、今回の改定によって、あるいは近年のODAの在り方というものを逐次、政策として見直している立場から、どのような目的あるいは使途に対してODA拡充を目指すことを計画しているのかということについてお伺いをしたいというのが1点目で

ございます。

2点目ですけれども、今後、開発協力大綱の改定に向けて、前回のように「有識者懇談会」が設置されるという場合につきましては、まずもって市民社会からの懇談会への有識者としての参加を確保していただきたいということと、人選に関しましては、日本政府が市民社会と相談なく指名をするのではなくて、現状で既に存在をしているNGO・外務省定期協議会「連携推進委員会」や「ODA政策協議会」との協議の上、市民社会から推薦をした人に対して政府が指名をするという形にさせていただけると大変ありがたいというのが2つ目でございます。

3つ目ですけれども、前回の改定時におきましては私ども市民社会として2つの主要な提言を行っています。一つは、非軍事の原則を徹底させること。もう一つが「貧困解消」と「質の高い成長」の実現のために、日本及び途上国の市民社会との連携をより一層強化してほしいということでございます。これらの2点については、今回の改定についてもぜひ重視をしていただきたいと思っておりますが、これらの2点について日本政府として見解をいただけるとありがたいと思います。

4つ目ですけれども、現状で、例えば先般、5月に策定をされた「グローバル戦略」をはじめ、様々な分野別の戦略があり、また、国別の開発協力方針や展開計画というようなものがあります。今回の開発協力大綱の策定に当たって、これらの既存の戦略や方針、計画とどのように調和化をし、アライメントするのか。その上で、どういうふうに体系化された形で開発援助政策のアーキテクチャーを構築するのかということについてお伺いをしたいと思っております。

5つ目ですけれども、自民党の国際協力調査会が第1次提言というものを出示しております、これの中で、一つは「要請主義」を改めるというようなことで、提案型支援というものをやるべきである。これが一つ。2つ目に、国際保健の重点化をすべき。

3つ目が「日本の経済社会への貢献」ということで、そこをかなり強調する、この日本の資源確保あるいは日本企業の海外進出ということの後押しするという意向が示されているということで、私どもとしてはODAというのは、特に被援助国の貧困の削減、あるいは開発に資することが目的であって、個別の援助国の利益を優先するのではなくて、援助の目的に照らして効果を最大化するということを優先して行うべきだというふうに考えておりますが、この点、いわゆる日本の経済社会への貢献ということに関しまして、どのように、いわゆるODAの本来目的との間でバランスを取るのかということについて、ぜひ教えていただきたいというふうに思っております。

あと、もう一点ですけれども「人間の安全保障」の理念に基づくODAの推進ということについて、こちらの自民党の国際協力調査会の提言でも言っているわけですが、これらに関して日本政府としての見解をお伺いしたいというのがこちらの点でございます。

最後に「人間の安全保障」というのを開発協力大綱について基本方針の一つとして位置づけているというところがありますが、先日、UNDPが発表した「人新世の時代における人

間の安全保障への新たな脅威」特別報告書。これの中で、いわゆるこれまでの「保護」と「エンパワーメント」という2つの「人間の安全保障」の要素に加えて「連帯」というものを挙げ、なおかつ取組の核心をなすものとして「人間の行為主体性」というものを挙げているかと思います。この点につきまして、具体的にどのようにこちらの開発協力大綱のほうに反映をしていくのか。また、この大綱の改定の有無にかかわらず、これからのODAの中でどのようにいわゆる「連帯」や「人間の行為主体性」というものについて位置づけていくのかということにつきましてお考えをお伺いできればというふうに思っております。

論点のほうは以上になります。ぜひ議論を闊達にやっていければと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

稲場様、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明、御質問につきまして、外務省側から国際協力局の政策課の上田課長より御発言をいただきます。

上田課長、どうぞよろしくお願いいたします。

○上田（外務省 国際協力局 政策課 課長）

国際協力局の政策課長をしています上田と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、稲場ディレクターから多岐にわたる御質問をいただきました。ありがとうございます。まず私のほうから一つ一つお答えさせていただいて、その後、議論をさらに深めさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

6点、御質問いただきましたが、1点目は、ODAの予算増額を目指すということであれば、どんな目的、使途に対して拡充を目指していくのかという御質問でした。

ODAの予算については、今年の6月にいわゆる「骨太の方針」の中で国際機関、ODAを通じた国際協力を適正、効率的かつ戦略的に活用しつつODAを拡充するということで書かせていただいております。これは政府全体で閣議決定をした文書ですので、我々としては常に拡充したいと言ってきたわけでございますけれども、財務省を含め政府全体の文書でこういった書きぶりになるというのはこの近年ではなかったです。

その背景としてはウクライナ及び周辺国の支援でありますとか、あるいは「自由で開かれたインド太平洋」を実現するための支援でありますとか、あるいは新型コロナ対策で、SDGsの関係も新型コロナの影響もあって進展が残念ながら遅れてしまっているわけです。こういった問題もあって、開発の課題が複雑化してしまっている、困難化してしまっているという状況は、日本の外交政策・開発政策の直面する課題として大きいのだと政府全体として認識したことの証しなのだろうというふうに思っております。

植野局長からも申し上げたとおり、改定するかしないかはまだ決まっていないですけれども、大綱の改定いかににかかわらずいずれにせよ必要なODA予算の確保の努力をぜひしていきたいと思っております。

稲場さんから市民社会へのODAの比率についてご指摘頂きましたが、これは仮に予算が増えたとして、その配分をどうするかという問題だと思うのですが、これについては市民社会を通じた支援もあるし、バイ、マルチ、いろいろな支援の形態というのがあるわけですが、それぞれの支援の特徴というのを最大限に生かしながら、最適な組合せ、これを目指していく、それによって、結果として「骨太の方針」にもあるような効果的な、適正なODAというのを目指していくということなのだろうと思います。

ちなみに、2月にウクライナ侵略が始まって以降、やはりNGOの重要性というのはすごく我々としても強く認識しています。例えばウクライナの周辺国であれば早い段階で、例えばポーランドとか、そういったところに日本のNGOも含めて市民社会の緊急人道支援に関するプレゼンスというのは大変大きかったということですし、国際機関に劣らないような迅速性であるとか、現地ニーズを丁寧に酌み取る力であるとか、あるいは国際機関との比較においては日本の顔が見える、日本のNGOによる支援とか、そういった様々な強みがあるということが再認識される機会になったわけであります。

それであればこそ、これまで数次にわたってウクライナ周辺国支援パッケージというものを日本政府として発表していますけれども、あるいはグローバルな食料危機対応の支援パッケージも出していますけれども、日本のNGO向けの支援というのを大幅に増やさせていただきました。

こういった点も勘案しながら、議論の最初の部分に戻りますけれども、ODAをうまく拡充できたとして、いろいろと難しいところはあるとは思いますが、仮に拡充できたとして、どのような形で拡充された予算を、バイとかマルチとか市民社会であるとか、いろいろなところに配分をしていくのが適切なのかというのは考えていきたいと思っています。

2番目の御質問は、仮に開発協力大綱の改定をする場合、仮に有識者懇談会を作るなら、市民社会の代表を御推薦いただいた上で政府が指名する形を取ったほうがいいのではないかという御指摘でございました。

これについては、一般論として申し上げれば、政府として開発協力を進める上でNGOをはじめとする市民社会の皆さんとの連携というのは不可欠だというふうに思っています。それで、今後、改定は決まっていないので確定的なことは申し上げられないのですが、仮に大綱を改定するということになる場合、そういった場合には、市民社会の皆さん、あるいは企業の皆さん、あるいは自治体の皆さん、あるいは学識者の先生方、およそ開発協力に関わる幅広い関係者の方々の皆さんから御意見を聴取して、まさに時代に即したよりよい大綱ができるように努めていきたいというのが基本的な考え方ですので、そういった考え方で臨んでまいりたい。こんなふうに考えています。

3つ目の御質問でございしますが、前回の2015年の大綱の改定時の市民社会の皆さんからの2つの提言。これについての考えを聞かせよということでございました。

仮に今後、大綱改定を行う場合には、まず、御指摘の1点目の非軍事の原則について、こ

れがどんな形になるのか、現時点で予断することはできないわけですが、ただ、我々の現時点での認識としては、大綱に書かれている非軍事的な協力による平和と繁栄への貢献というのはこれまでも開発協力の基本方針として掲げてきましたし、大変重要な原則であるということは強く感じているということはこの場で改めて強調させていただきます。

それから、2点目の、日本と途上国の市民社会との連携をより一層強化すべしというお話も、現大綱においても、質の高い成長とそれを通じた貧困撲滅は重点課題として掲げられていますが、その重要性というのは今も大きいですし、さっき申し上げたようなウクライナやアフリカ・中東でのグローバルな食料危機などを見ても、そういった重要性というのは再認識されているということなのだろうと思います。そういった重要な課題に対してODAを通じて取り組むに当たっては、日本あるいは海外の市民社会との連携というのは不可欠であるというふうに考えておりますので、今後とも皆さんのいろいろな声をお聞かせいただきながら開発協力を進めていきたいと思っております。

続いて4番目、いろいろな分野別の戦略とか国別の方針と大綱の体系、アーキテクチャーをどうやって構築していくのか、これについては、今の開発協力大綱の中にも、開発協力大綱自体に、その下に分野別戦略ですとか国別の開発協力方針が置かれます。それは体系的にやっていきますということが既に述べられていて、これは今もやっていきますし、今後ともそうなのだろうと思います。

それから、開発協力大綱と同じように、グローバルヘルス戦略とか、そういった政府の閣議決定で決められるような政策については、これは全体として大きな意味で整合的に進めていく必要はあります。ですから、整合的に横並びで進めていくべき戦略があって、かつ大綱の下に外務省としてきちんと国別政策であるとか分野別政策を置いて体系的に進めていこう、こういうのが基本的な横のアーキテクチャーと、下にぶら下がっている構造と、両方あるというのが今の基本的な建付けだと思っていまして、これは引き続き維持していくべきだし、それがまさに森羅万象、我々のところで見えているわけではございませんので、つかさつかさで見えているところでどんなふうに見えているかということのアライメントをきちんとしていくということが大事だろうと思います。

ですから、より具体的に考えると、仮に開発協力大綱を改定することになったとしたらば、2015年以降に御指摘のグローバルヘルス戦略を含めた政府が決定した様々な政策と全体として整合的な内容にするような必要があるというふうに思っています。

それから、続いて、5番目の御質問です。これは自民党の国際協力調査会による提言の中に入っている4つの点について、我々の考え方は実際どうなのか、こういう御質問でした。

どんな時代においても、時代に即した開発協力のあり方をいろいろな方々の意見を踏まえて検討していきたいということですので、国際協力調査会の提言についてもきちんと真正面から捉えて検討していく必要があると思っております。

まず、1点目の「要請主義」に関する考え方です。私も調査会に全て出席しておりましたが「要請主義」について駄目と言っているわけではないのです。かつ「要請主義」につい

ては現大綱の中においても「要請主義」を基本的な原則とはしつつも同時に、ここから先は大綱の引用ですけれども、「相手国からの要請を待つだけではなく、相手国の開発政策や開発計画、制度を十分踏まえた上で我が国から積極的に提案を行うことも含め、当該国の政府や地域機関を含む様々な主体との対話・協働を重視する」とされています。

我々としては、今後とも相手国政府、「要請主義」ということになると、相手というのは相手国政府になるわけですが、相手国政府はもちろん、様々な関係者と対話・協議を通じて案件形成を行っていくべきだというふうに考えております。

2番目の国際保健に関する考え方でございます。これについては「人間の安全保障」を確保する上で重要な分野としてこれまでも重視をしてまいりました。そして、今回の新型コロナの拡大を受けて、その重要性というのが改めて認識されたということだと思います。ただ、冒頭申し上げたと思いますけれども、同時に開発全般に目を移してみますと、ウクライナ周辺国支援もそうですし、FOIPの実現もそうですし、新型コロナによって進展が遅れている保健以外のSDGs達成についてもそうですし、開発課題というのがより多様化・複雑化しているというのが現実ということでもあります。

したがって、限られたODAも活用してということになりますけれども、だからこそ様々な開発協力の主体、アクター、当然NGOも含まれるわけですが、そういった方々との連携を強化しながらこういった複雑な課題にしっかり対応していく必要性がますます高まっているということなのではないかと思っております。

3点目は、日本の経済社会への貢献の部分です。これについては、まさに稲場さんがバランスという話をおっしゃっていました。一方で、日本の経済社会の貢献ということについて言えば、日本政府全体として、例えば日本のための資源確保であるとか、日本の企業の海外進出の後押しに取り組むことは重要だと政府として考えているというのはあります。その一方でODAということに絞って考えてみると、これはあくまで開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動という定義は変わらないわけがあります。したがって、では、どう対応していくかというのは、現大綱の中にもありますとおり、開発協力の目的たる国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献することで、それを通じて、我が国の平和と安定の確保、さらなる繁栄の実現といった国益の確保に貢献するという基本的な考え方を示しているということだと思います。

したがって、どっちかを取るとどっちかがなくなるということではなくて、両方をうまく形でバランスを取りながら求めていくということが必要であるし、そのことが納税者に対する説明責任を果たすことにもなるのだろうというふうに考えております。これは個別の具体的なプロジェクトを実施するに当たって、そういった観点を持ちつつ、そのバランス感覚を失うことなく対応してまいりたいというふうに思っております。

4点目ですけれども、援助の世界の潮流です。ESGとか人権、国際保健、そういったこととの関係をどう考えるかということでございます。多岐にわたる質問ですが、端的に御説明するとすれば、まず「人間の安全保障」の理念に基づくODAを進めていくこともそ

うですし、国際保健においてリーダーシップを取っていくということもそうですけれども、これまでも重視してきましたし、これからもそうであろうと考えます。それから、経済活動において、ESGであるとか人権を尊重するというのが近年の民間企業の皆さん、あるいは市民社会の皆さんの潮流だということを踏まえまして、我々としても政府としても時代に即した形でODAを実施することも重要だと考えています。

ですから、具体的には、例えばESG投資を活用した民間資金の動員というのはもちろんですけれども、そのための海外投融資の拡充ですとか、あるいはESG投資の流れを踏まえたJICA債の発行であるとか、あるいはより人権ESGに尊重したプロジェクトの策定という意味においてはJICA環境社会配慮ガイドラインの適切な運用で、その中で人権にも配慮した支援に取り組んでいく、こういったことが大事だと思っていて、今後とも、御指摘いただいたような、いろいろ変わりつつある潮流を踏まえて支援を実施していきたいと思っています。

最後になりますが、6点目でございます。これは「人間の安全保障」、UNDPが新たな特別報告書を発表したということを踏まえて、どう対応していくのか。こういう御質問でございました。

これについては「人間の安全保障」は日本が長年にわたってリーダーシップを取って外交の柱として提唱してきた重要な概念でありますので、この部分は変わらないと思います。今年の2月に、おっしゃったとおり、UNDPが特別報告書を発表いたしましたして、新たな時代の「人間の安全保障」の考え方として「連帯」の重要性というのが提唱されたということです。気候変動ですとか感染症ですとか、そういった地球規模課題が一層複雑化したり多様化したりする中で、各国機関、開発に携わるいろいろなアクターの「連帯」というのが、あるいはその「連帯」の精神というのがより一層重要になってきているということなので、時宜を得た報告だと思えますし、そういった考え方も踏まえてODAを実施していきたいと考えているところでございます。

多岐にわたる質問全てにきちんとお答えできたかどうか分かりませんが、とりあえず、私からの発言は以上でございます。マイクをお返しいたします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

上田課長、ありがとうございました。

それでは、今の説明に対して、NGO側の皆様から何かございましたらよろしく願います。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

JANICの高柳さんが手を挙げていらっしゃいます。御発言ください。

●高柳（国際協力NGOセンター 政策アドバイザー）

国際協力NGOセンター（JANIC）の政策アドバイザーの高柳と申します。本職は大学の教員でもあります。

今、上田さん、いろいろと詳細を稲場さんからの質問にお答えいただきましてありがと

うございました。1つコメントと、1つ手短に質問させていただきたいと思います。

1つはCSOに対するODAという点で、日本はいつもDACの統計で、絶対額のゼロのギリシャに次いで下から2番目というような状況があるわけですので、そこは本当にぜひ何とかしていただきたいということがあると思います。

それで、DACとCSOということで言うと、今回は議題提案いたしませんでしたが、去年の7月にDACの市民社会勧告が採択されたのは御存じだと思いますけれども、その中でパートナー国の、パートナー国というのはDACの言い方で、途上国ということですが、先進国はもっと市民社会と直接対話しなさいというようなことも言われているわけなのですが、それとの関連で、では、仮に開発協力大綱の改定ということになった時に、パートナー国の市民社会に対して、あるいはパートナー国、広く国民ということでもいいと思いますけれども、それこそ私が研究者として追いかけているカナダについて言えば、今のODA政策の枠組みを作る時に300か所でコンサルテーションをやって、それで65か国から実はコメントが集まったということなわけで、カナダの場合には公用語が英語とフランス語なので、それをそのままホームページに載せれば世界中に見てもらえる。日本の場合には日本語を訳さなければいけないということがあるわけなのですが、この開発協力大綱のプロセスを仮に行う時、これから行われる時に、パートナー国の市民社会なり、もっと社会全体の意見を取り入れるということについて、何かお考えはございますでしょうか。

以上です。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

では、上田課長よろしくお願いします。

○上田（外務省 国際協力局 政策課 課長）

高柳先生、どうもありがとうございます。市民社会、とりわけ外国、パートナー国の市民社会とどう付き合っていくのか。こういう御質問だったと思います。

すでに日本のNGOの皆様がそういったニーズを吸い上げていただいているという感覚は我々は強く持っているというのが1点。それから、途上国の政府もかなりそういった考え方というのは吸い上げていただいているだろうなというのが2点目です。カナダの例というのを先生から挙げていただいて、それは大変興味深いやり方だなと思う一方で、やり方はいろいろあるのだろうなという気はしています。

先程も申し上げましたが、実際問題としてウクライナの日本のNGOを通じた支援にしても、例えばウクライナなどは邦人が入れないような厳しい状況にあるわけですから、ウクライナで実際に活動されている国際NGOであるとか、ウクライナのNGOであるとか、そういったところとの連携なしにして日本のNGOの支援というのも実現しなかった。こういう現実があるのです。そうすると、我々もそれぞれの個別のプロジェクトをNGOの皆様と議論するに当たっても、そういった現地のNGOの体制はどうなのだ、考え方はどうなのだ、こういったことも含めてきちんと議論しないとできないということは、我々は十分に認識しております。だからこそ、先ほど申し上げたとおり、国内、海外、それぞれの市民社会との何らかの連

携というのは必要だという、その認識はまさに高柳先生がおっしゃったような問題意識は我々は共有させていただいておりますので、あとはやり方の問題で、いろいろなやり方を今後考えていきたいと思います。今の先生からの御提言は我々にとっても大変ありがたい話なので、今後ともどんどん聞かせていただければと思っていますところでは。

●高柳（国際協力NGOセンター 政策アドバイザー）

ありがとうございました。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

すみません。もうお一方、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの堀江さん、先ほどから手を挙げていらっしゃいます。お願いいたします。

●堀江（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー部長）

上田課長、大変御丁寧な御回答をいただきましてどうもありがとうございます。時代に即したODAということで、昨今のコロナ、気候変動、それから、紛争といった様々な影響で、本当に未曾有の危機で様々なニーズが増大している中でODAの持つ役割やニーズも変わってきているかと思っています。

先ほど高柳先生からも言及があったとおり、ODAを国民総所得の0.7%まで拠出するという国際公約をいまだ限られたドナー国しか達成していない中で、全ての国がそれを達成する必要があるといった声は世界的に高まっているというふうに感じていますし、こうした中で日本政府がODAの拡充ということを示されているということは国際的な市民社会にとっても注目しているということを改めて申し添えたいと思いますし、私どもも基本的に歓迎しております。

また、ODAのあり方ということでは、コロナの対応ですとかパンデミックの備え・対応ということで、これまでとはかなり違った、例えばこれを国際的な公共財と捉えて各国のGDPに応じた応分負担を求めるべきだといった議論ですとか、あとはこうした分野の拠出については途上国のみならずドナー国自身にも裨益するため、ODA外で拠出するべきではないかといった議論ですとか、あるいは甚大なニーズに対して革新的な資金メカニズム、国際連帯税なども含む、そういったメカニズムがやはり必要ではないかとか、本当に様々な議論が出てきているかと思っています。

こうした現状のニーズですとか、国際的に議論が進むイニシアチブなども踏まえて、ぜひ、よりアップデートした議論というものを市民社会も交えて活発にさせていただければと思っています。

以上になります。ありがとうございます。

○上田（外務省 国際協力局 政策課 課長）

堀江さん、ありがとうございます。

おっしゃったこと、同意できるところはとても多いと思っていまして、まず、最初に御指摘いただいた0.7%のGNI目標。これは昔から国連で議論されている話ですし、SDGsがで

きた時にも確認されたもので、日本としても今の大綱にも0.7%のGNI目標を念頭にということを書かせていただいているものの、実現はできていない。こういうギャップがある状況ではございますので、まさにその実現ができればいいと思いますので、努力をしてまいりたいと思います。

いずれにしても、昨今のこの開発課題の複雑化・多様化等、いろいろ踏まえると、やはりお金が足りない、人手が足りない、政府だけではしきれない、連携がますます重要となる。こういう流れというのはこれまでもありましたけれども、そういった流れがますます強くなっているということだと思います。そういった中で、官民合わせての保健分野でのファンドみたいなものであるとか革新的資金メカニズムみたいな議論がやはり国際的な議論に出てくるというのは、ある意味、自然なことなのだろうと思います。思考停止に陥らず、きちんとそれぞれの問題について検討していくということが必要だと思いますし、やはり今の大綱にも書かれていますけれども、そういった多様な国際協力の、開発協力の主体との連携というのはますます重要です。この点は本当に堀江さんと認識を100%共有させていただきたいと思います。

●堀江（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー部長）

ありがとうございました。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間も押してきておりますので、もしよければ次の協議事項に移らせていただければと思いますが、議題2の5つ目の協議事項「開発協力大綱をめぐる状況（安全保障政策との関係）」に移らせていただきたいと思います。

では、こちらはまた原田事務局長からよろしくお願いいたします。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

ありがとうございます。

それでは、ただいま紹介された議題ですけれども、NGOコーディネーター側の発議ということで、JVCの今井さん、御説明をお願いできますでしょうか。

●今井（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

ありがとうございます。聞こえていますでしょうか。

○上田（外務省 国際協力局 政策課 課長）

はい。聞こえております。

●今井（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

これは画面も共有されていますね。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

はい。

●今井（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

5番目、NGO側のコーディネーターからの議題提案ということです。前の議題と同じく、

開発協力大綱をめぐってということなのですが、特にこちらは安全保障政策のほうに焦点を当てて質問させていただきます。

もう時間も非常に押していますので、説明は少し簡単にしたいと思うのですが、議題の背景は先ほどからあるとおりでと思いますが、特に報道などでは非常にウクライナ情勢ですとか、あるいは台湾有事などという言葉も飛び交って、その中での改定ということで、私たちも非常にこのODAというのが安全保障の一つのツールといいいますか、一環として使われるのではないかみたいな懸念を大きく持っております。

これは今回いきなり出てきた話ではなくて、この議題提案書の3のところです。(2)に書かせていただいているように、2015年の大綱改定以来、軍との関係におけるODAというのが出てきて、資料でもつけていますけれども、令和3年の予算関連の資料では我が国の安全を守るべく力強さのある外交みたいな表現があって、具体的には海上保安能力、特に中国の海洋進出でやられるような、インドネシア、ベトナムといった国へのそういったものがされてきているですとか、そういったようなことで、そういったODAの軍事化といったようなことに対する懸念がNGOの中でも出ております。

ということで、今回の質問ですけれども、事前質問のところは少し省略しますが、この事前質問の(2)、特に(3)のところでは軍関連のいわゆるODAについての具体例ということでは事前に外務省から資料をいただきまして、それが今回の添付資料の4番から7番目が開発協力適正会議に毎年出されている軍関連のODAのリストというような資料になっています。

論点があるのですけれども、3つありまして、1つ目は、国家の安全保障政策の一環として、もしODAが位置づけられるのであれば、開発協力大綱の理念、開発を主たる目的というような理念と矛盾しないのかどうか。

そして、2つ目も関連しますけれども、先ほどの議題でも話になっていた「人間の安全保障」といったような基本理念というところからちょっと逸脱というか、国家安全保障のほうに行くのであれば逸脱ではないのか。それが、日本がやはりそれをコミットして「人間の安全保障」を進めてきて、国際社会へのメッセージとしても重要だと思いますけれども、そういったことに対して何か誤解、つまり、国際的にといいますか、被援助国のほうから誤解が生じて、そういう危険性はないのかといったような諸事について、お考えを伺いたいと思います。

そして(3)のところは「開発協力の軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する」ために、具体的にどのようなことを実施しているのかをお伺いしたい。このいわゆる非軍事原則が非常に重要だというのは先ほどの上田課長の説明でも非常に重要だといったような認識が示されたと思いますけれども、では、それを具体的にその原則を守るためにどのようなことをしているのかというのを御質問したいと思います。

お答えいただいた後にまた追加で質問すると思いますが、取りあえず、私からは以上です。

○上田（外務省 国際協力局 政策課 課長）

今井さん、どうもありがとうございます。御質問ありがとうございました。時間も押してきましたので、なるべく簡潔にお答えできればと思います。

安全保障、大綱の開発協力の目的と安全保障政策というのが矛盾しないかということと、それから「人間の安全保障」の考え方から外れてしまわないかという御質問ですが、いわゆる非軍事の原則というのは大綱に書かれているので、これをきちんとした形で運用しているということによって御懸念はなくなるのではないかというふうに考えているところであります。もちろん、安全保障政策について申し上げれば、政府全体としてODAに関する政策についても安全保障政策も含めて政府が策定するあらゆる政策と全体として整合的に進めていかないといけない。こういう前提はございます。

その一方で、ODAということに着目して申し上げれば、まさに大綱に書かれているとおり、開発途上地域の開発を主たる目的とするということが書いてあるわけで、その部分は変わらないわけでございます。それから「人間の安全保障」の考え方についても、今後とも、まさにUNDPの報告書が発表されたことも受けて、さらにその実現に、あるいは普及に向けて頑張っていくという立場に変わりはないわけであります。

その上で今井さんから頂戴しました3つ目の質問にも関連するわけですが、いわゆる大綱に書かれております非軍事原則について、具体的にどのような形で運用しているのか、ちゃんと運用しているのか、こういう御質問だと思いますので、少し詳しくに御説明をさせていただければというふうに思います。

まず、大綱の中においては、いわゆる非軍事原則の下で軍あるいは軍籍を有する者が関係する、そういった場合に限らず、個別具体の案件ごとにしっかりと検討を行った上で、個別の開発協力プロジェクトの実施の可否を、判断を行う、こういう立てつけになっているわけです。

その個別の実施の可否については、3つの観点から検討を行うことになっています。それは協力の趣旨・目的、対象となる主体、内容・効果、この3つの観点から検討を行うわけです。それで、その検討を行う際に当たっては在外公館等を通じて綿密に情報収集を行うわけですが、そういったものを情報収集し、相手国の開発需要であるとか経済社会状況あるいは二国間関係等を踏まえて総合的に判断するということになっております。

非軍事については、開発協力の実施に当たって、これまでも支援が非軍事、適正に使用されるということを相手国政府との間で、例えばE/Nのような形で文書で確保しております。これは今後も変わらないということでもあります。

それから、開発協力については、案件のいかんにかかわらず実施後も在外公館を通じた事後評価ですとかモニタリングを行っているわけです。ですから、事後的に実は、例えば技術協力案件で研修を行うということになった時に、50人対象に研修を行うということを決めていて、実際に募集してみたら、防災救助の案件なのだけでも、出自は軍籍の人も入っているみたいなことが事後的に分かることもあるわけです。

そういったケースも含めまして、きちんとフォローアップをして、注意を払ってモニターして、さっき申し上げた3つの観点から、これが適切なのかどうかということ判断していくということになります。

それで、判断していくに当たっては、我々だけで判断するのではなくて、開発分野に知見を有する外部の有識者から成ります、開発協力適正会議において案件形成前のタイミングで協議や報告を行っているということでございます。ちなみに、これは傍聴可能ということでございますし、資料ですとか議事録というのは私どものホームページで公開をさせていただいております。ですから、外務省としては案件採択に当たって、こういった開発協力適正会議といった場も活用しながら透明性を十分確保した上で進めてきているということです。

開発協力適正会議への報告に加えて、ODAホームページで個々の案件についても情報公開に努めていますが、こういった様々なやり方・手法を組み合わせる私どもとしてはいわゆる非軍事原則の運用や透明性の確保に努めているということでございます。御説明になってございますでしょうか。

私からの説明は以上です。

●今井（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

私のほうからでよろしいですか。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

どうぞ。

●今井（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

上田課長、詳細な説明、どうもありがとうございます。

最後に御説明いただいた実際の運用で、このように非軍事原則を持っているかということについて少し追加で御質問したいのですけれども、開発協力適正会議で報告とかモニタリングをしているという話がありました。今回の資料として協議5の資料4というところにつけているものなののですけれども、今、画面共有で映っていますか。

これは2019年の第44回の開発協力適正会議で軍事関連のODAとして出ているリストの1ページ目になりますけれども、ここの一番上を見ていただくと、フィリピンで「無償資金協力『防災機材ノン・プロジェクト無償資金協力』」というのがあります。これを例にして御質問したいのですが、これはこの時の第44回開発協力適正会議で議論されているのですが、フィリピン国軍傘下の工兵部隊に災害救助関連の機材を供与するというものです。もと、このノン・プロ無償資金は2015年に。

○上田（外務省 国際協力局 政策課 課長）

今井さん、ちょっとお待ちください。お配りいただいた資料の何ページ目に当たりますでしょうか。

●今井（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

資料4というものの1ページ目です。2019年の第44回開発協力適正会議に出ている資料で

す。

○上田（外務省 国際協力局 政策課 課長）

少々お待ちください。すみません。

ありがとうございます。今、手元にあります。

●今井（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

これはもともと、2015年に5億円というもので供与されている、そのまま実施されていると思いますけれども、2019年の時点でフィリピン国軍傘下の工兵大隊に供与するということで開発協力適正会議でも話されているのですが、ただ、この時にはこの国軍傘下の工兵部隊を対象にするということだけが話されているのです。

これがその後、昨年10月、具体的には日本の自衛隊の防災関係の装備を、全く自衛隊が使っている装備の同じものをこのフィリピン国軍に供与する。その時に、日本の自衛隊の能力構築支援ということで5日間にわたる、その機材の使い方というのですか、トレーニングといいますか、そういうのを行った。今、見ていただいているのはフィリピン日本大使館のウェブサイト、記事ですけれども、こういう形でやっているということになっています。

こういった形の自衛隊の関連する形でこのODAが使われているといいますか、供与されているということになっていて、これは確かに使っている、供与された機材は防災関連かもしれませんが、実際にはそれを使い方で自衛隊が能力構築支援を行っていて、一体化、セットになっているということで、別の観点から見ればこれは二国間の軍事協力の促進というふうになっている。一種の軍事協力というふうに見ることも十分できるのではないかと私は思うのですけれども、こういった重要な変化、2019年の時には自衛隊の機材を供与するとか、自衛隊が能力構築支援をするのがセットになったなどということは全然話に出ていなかったものが実際に2021年にはそうなっているということは重大な変化だと私は思います。あるいは質的な変化だと思うのです。

そのことが2021年の時点では開発協力適正会議の議事録とか、私はみんな議題とかを見ましたけれども、モニタリング案件として出ているわけでもありませんし、議題で議論されているわけでもありませんので、先ほどおっしゃっていたモニタリングをするということに関して、なぜこういった、私は重要な案件だと非常に思いますけれども、そういうのがモニタリングされていないのかということをお聞きしたいと思います。

あるいはもう一つは、こういった自衛隊も能力構築支援で関与しているというようなものは2015年の大綱の時には恐らく想定されていなかったようなことかもしれませんけれども、これというのは非軍事原則ということをどういうふうに考えていらっしゃるのか、お聞きさせていただきたいと思います。

○上田（外務省 国際協力局 政策課 課長）

今井さん、どうもありがとうございます。

まず、御指摘いただいたフィリピンの問題については、実際の個別の案件をつまびらか

に私自身も承知しているわけではないので、必要あれば別途お答えを申し上げたいと思いますけれども、フィリピン国軍といっても大きなわけございまして、ここに出てきている工兵大隊と今井さんがおっしゃっていた自衛隊が関係している部署というのが一緒なのかどうか、あるいは違うのかどうかということによって恐らく議論の質はかなり違ってくるのだろうとは思いますが、そういったことも含めて検討していく必要があると思いますし、その上でODAの部分の適正性というのは協力の趣旨・目的、対象主体、内容・効果で、ここで言う対象主体というのは、軍であれば軍が1つとまで言い切って我々は運用してきたかということ、必ずしもそうではないということだと思っております。

我々、国内に目を転じてみても、自衛隊が災害救援に非常に貢献をしてくれている部分があって、その部分というのはやはり国民感情は全く違うということもあるのだろうと思いますし、ですから、そういった部分の検討を重ねる必要があると思います。その上で実際、モニタリング案件として開発協力適正会議の中でどうして取り上げられなかったのかという点については、ちょっと調べて、何らかの形で御報告を事後的にさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【注】本件については、事後、8月30日付けメールにて、外務省民間援助連携室より、ODA政策協議会コーディネーターを通して下記のとおり回答した。

・フィリピンに対する「防災機材ノン・プロジェクト無償資金協力」は2019年4月の開発協力適正会議第44回会合において取り上げられております。その際、供与する機材の使用にフィリピン国軍傘下の525工兵大隊が関与する可能性があることを踏まえ、525工兵大隊が国軍において果たす役割を確認し、災害対応に特化したユニットであること等から「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」の原則との関係でも問題ない旨を確認いたしました。また、フィリピン側とは事前に書面にて供与機材の軍事転用や目的外使用を行わない旨を確認いたしました。

・その後、2021年11月に自衛隊による525工兵大隊への人道支援・災害救援（HA/DR）能力構築支援事業において同機材が使用されました。この点については、本件協力はもともと災害発生時のフィリピンの防災能力の向上及び防災主流化の促進に寄与することを目的として実施したものであり、自衛隊が実施する災害対応能力向上のための能力構築支援事業での使用をもって軍事転用や目的外使用が行われたものとは認識しておりません。

・モニタリングについては案件終了後に行うこととなっており、同案件が2021年10月に終了したことから、来年の適正会議において事後のモニタリング結果を報告させていただく予定です。

・政府としては、今後とも開発協力適正会議の場等を活用しながら「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則の遵守及びその運用に当たって透明性の向上を図っていく考えです。

●今井（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

これは今年の4月の開発協力適正会議の議事録を読むと、西田さんという委員の方がい

らっしゃいますね。西田委員がまさにこの案件のことを取り上げて、こういったことはきちんと開発協力適正会議で出てくるべきではないかというのが発言されていると思うのですけれども、今後、こういった重要な案件はやはり必ずモニタリングをしていかないといけないと思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○上田（外務省 国際協力局 政策課 課長）

もちろん、モニタリングについては、非軍事原則との関係で検討すべき案件については事後的にきちんとモニタリングしていくということについては我々もやらせていただいていますし、この重要性というのは今井さんがおっしゃるとおりです。

●今井（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

ありがとうございます。

他の方も質問があると思いますので、私からはこの辺にします。

○上田（外務省 国際協力局 政策課 課長）

ありがとうございます。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

この議題に関して、他の方、発言を希望される方は。

では、簡潔にお願いしたいと思いますけれども、JANICの高柳さん、よろしくお願いします。

●高柳（国際協力NGOセンター 政策アドバイザー）

何回も申し訳ございません。簡単にしたいと思います。

そもそも、OECD/DACのODAの定義の細かいルールの中で、軍事援助は基本的に駄目、人道援助に関わる非常に限られた部分についてだけ認められているというのが私の認識なのですけれども、開発協力適正会議も含めて、ODAとしてやはりやれる軍事案件の範囲というのをどのようにお考えなのでしょうか。非常にややぼうっとした質問なのですけれども、ただ、ODAとしてカウントできるもの、できないものという国際ルールがあるわけですので、それとの関係でお答えいただければと思います。

ありがとうございます。

○上田（外務省 国際協力局 政策課 課長）

ありがとうございます。質問の御趣旨は大変よく分かりました。

まさにここまで、この場で議論させていただいている非軍事原則という原則のきちんとしたスクリーニングを踏まえて行っている協力というのは、主たる目的は開発である。こういうことに尽きるのだらうと思うのです。ですから、協力の趣旨・目的、対象、内容・効果が開発目的なのですよということを確認した上でやらせていただいているというのが非軍事原則です。したがって、DACの報告との関係でも軍事協力ではないですということで報告しているということだらうと思います。

お答えになっているかどうか分からないのですけれども、私の基本的な認識はそういうことでございます。もちろん、要はDACの中で、例えば対象が軍属の人であればそれは全部、

軍事協力ですということに決まったとしたら、これは仮定の話ですけれども、そうしたら、非軍事原則、大綱にある内容にかかわらず、それはDAC統計上は除かれるみたいな話になってしまうと思うのですけれども、今のDACの考え方、建付けはそういうことになっていないので、そういう意味でも整合的な形で統計上も実際上もやらせていただいている。こんなふうに考えております。

●高柳（国際協力NGOセンター 政策アドバイザー）

ありがとうございます。

開発がやはり主たる目的だという認識。それは共有できることだと思います。ありがとうございました。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

どうもありがとうございました。

先ほど、フィリピンの自衛隊の問題で上田課長のほうから、情報を改めて把握された上で御回答いただけるような発言がありましたけれども、今井さん、それはいかがでしょうか。

●今井（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

ありがとうございます。お願いいたします。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

それでは、ちょっと時間も経過しております。では、最後の議題になりますか。よろしいでしょうか。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。

それでは、上田課長はこの後、次の日程がございますので、これで退室させていただきます。

上田課長、どうもありがとうございました。

○上田（外務省 国際協力局 政策課 課長）

どうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

それでは、最後の議題になるかと思えますけれども、昨日、NGO側コーディネーター一同から出させていただきました、その他というフリートーキングを含めた議題がございます。これに関してコーディネーターのほうから、佐伯さんはネット環境は大丈夫でしょうか。

●佐伯（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ちょっと不安はありますが、お願いいたします。

まず、経緯をお話すると、昨日、上田課長の御予定があるということで、議題4、議題5の時間が短縮されたことを受けて、その分、その他というフリーゾーンを設けさせていただきました。民間援助連携室の松田室長が対応くださるということになっているかと思うのですが、その場で回答できないことについては持ち帰って、後々、御回答いただけると

いうふうに認識しております。

できれば、先ほどの上田課長のフィリピンの軍がどの部隊だったのかというところで議論も変わってくるというお話でしたけれども、その件、それから、今のフリーズンの部分についても、逐次の議事録の追加分というのか、補足分というような形できちんと情報が残るような形で、さらに公開されるような形で残していただければというふうに期待をしております。

まず、時間も全然ないところで申し訳ないのですが、私のほうから質問をさせていただきたいことがございます。

既にNGOの参加者の方にもGoogleドライブで、そして、外務省の方にも提出をさせていただいておりますけれども、外務省のホームページで「国民の皆様からの御意見」というコーナーの中に、「我が国の立場と相容れない、又は我が国に関する事実誤認に基づく記述についての情報提供」を求めるコーナーが作られています。これは日付、いつから作られたのかとかが書いてありませんのでよく分からないのですが、私自身がこのホームページにこういったものが載っていて、窓口ができたということを知ったのは小野田紀美参議院議員のツイートでした。

その中では、「かねてより部会で——これは多分、自民党の外交部会かなと思うのですが——過日委員会でも質問していた「我が国の立場と相容れない、又は我が国に関する事実誤認に基づく記述についての情報提供」の窓口が外務省のサイトに導入されました！（略）今後我が国へのネガキャン等ありましたらこちらまで！」と、小野田議員が宣伝というのか、呼びかけておられる。こういった経緯から考えますと、このサイト自体、もしかしたら政治家からの要請、特に政権与党からの要請によって設置されたのかしらというようなことも推測されるわけです。

私自身がちゃんと見つけられていないのかもしれないのですが、この情報提供の窓口は一体どこで、いつから設置されていて、どのような経緯でその設置が決まったのか。これまでに提供された情報を見てみますと、こういった情報提供が多かったですというようなことは外務省のホームページで案内されているようなのですが、そういった情報をどのように処理されてきたのか。そして、「我が国の立場と相容れない」、もしくは「我が国に関する事実誤認に基づく記述」というのは一体どういうものを外務省は想定されているのか、伺えればと思います。

といいますのも、先ほど今井さんが共有された令和3年度外務省予算の【柱2】が先ほどの「力強さ」のある外交なのですが【柱3】のところに「（2）戦略的対外発信・情報収集の強化」ということが書かれていまして、それが【柱3】になっているのですけれども、その【柱3】では、「「包容力」のある外交」と書かれているのです。外務省の方はこのように日本の立場と相容れない、もしくは日本に関する事実誤認に基づく記述とかなり限定するような形で情報収集をされることが、本当に「包容力」のある外交と考えておられるのでしょうか。

特に、ODA政策に限って言うならば、やはりODA事業によって社会的な、もしくは環境の被害などの影響を受けるような住民たちが声を上げることもなかなか困難にさせてしまいかねないような情報提供を求める窓口になってしまっているのではないかという、そういう意味では市民社会のスペースを狭めかねないものではないかというふうに懸念されるわけですが、そのあたりについて、外務省が実際、どう思われているのかというようなことを伺えればと思います。

以上です。ありがとうございました。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

どうもありがとうございます。

それでは、具体的な答弁というのはなかなか難しいかもしれませんが、松田室長のほうから何かしらコメント等ありましたらお願いします。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

ありがとうございます。

本日のこの件に関しましては、いただいたのが直近だったということもございまして、まだ確認が取れておりませんので、どんな形で今日いただいた御質問について御回答するかというのはまた改めて御相談させていただいて、それで場を変えて御回答させていただければというふうに思います。本日、本件についてお答えできるところがなくて誠に申し訳ないのですが、私どものほうとしても担当部署等と確認をした上でお話をさせていただければというふうに思いますので、御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

●佐伯（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございます。

持ち帰りになるということは十分、急でしたので、そうだろうとこちらは理解できるころなのですが、一応、私からの上げさせていただいた質問というのか、これは逐次の議事録に残していただければと思います。それはその後の御回答も、例えばコーディネーターと民間援助連携室だけではなくて、やはり公開の場でこれは質問させていただきましたので、公開という方向でよろしいですか。そういう理解を共有できますでしょうか。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

そこもまた御相談させていただければと思います。どういう形で対応していくかということも含めて、この件についてはまだ十分、担当部署とも話ができていませんので、申し訳ありませんけれども、またそこについては、どのような形でやらさせていただくのが一番いいのかというのはまた別途御相談させていただきたいと思います。

●佐伯（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

お願いいたします。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

ありがとうございます。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

今井さんのほうから何かございますか。大丈夫ですか。

●今井（日本国際ボランティアセンター 代表理事）

はい。大丈夫です。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

それでは、あらかじめ用意された議題は以上ですけれども。

●佐伯（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

フリーなので、今、高柳さんが挙げられておられるので、16時35分までは少なくとも質問いただけますので、お願いいたします。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

すみません。そうですね。

では、JANICの高柳さん、よろしくお願いします。

●高柳（国際協力NGOセンター 政策アドバイザー）

何回も申し訳ございません。JANICの高柳です。

これは松田室長の民間援助連携室のmatterになると思いますので、前回までのフォローアップということなのですが、DACの市民社会の勧告が出てちょうど1年少しということになりましたけれども、今、日本政府側でこれを実施していくためのことですか、あるいは今、ツールキットの第1弾のドラフト、中身はパートナー国の市民社会への支援についてということなわけですが、それに対する日本政府の対応ですか、今の範囲内で差し支えない範囲で教えていただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

そうです。お話しさせていただいて、パートナー国における市民社会への支援とか、そういうことでございますね。

今の時点で、前回議論させていただいた時に御説明したことの繰り返しになってしまうかと思いますが、私どもとしてはこういったN連という形での日本のNGOの皆様に対する資金供与の手段はありますけれども、それとは別にローカルのほうで草の根の無償というのもやっております、そちらを通じた形でのパートナー国でのローカルNGOに対する資金供与、それから、その資金供与を通じて現地で活動してもらう。そういうことを通じた形でパートナー国での市民社会の強化とか、そういうことに取り組んでいますという説明を3月にもさせていただいたのではないかと思いますので、基本的には今、考え方としてはそういう形でやっております。

ただ、このパートナー国における市民社会の強化については、高柳先生だけではなくて、いろいろなところでもお話をいただいておりますので、今後引き続きNGOの皆様とはお話をさせていただきながら、どういう形でこれに対応していくことができるのかというのは引き続き検討していきたいと思っておりますので、そこはまたいろいろ情報提供を含めて御協力いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

すみません。御回答になっていないかもしれませんが。

●高柳（国際協力NGOセンター 政策アドバイザー）

この件についてはよろしくお願いします。

なお、私のほうでツールキットのドラフトについては世界のCSOでコメントを出しましたので、私も個人でコメントを送っておりますので、それをどういうふうに共有できるかはまた世界のCSO仲間たちとも相談させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

ありがとうございます。また引き続きよろしくお願いします。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

他にございますでしょうか。御発言を希望されている方はいらっしゃいますでしょうか。ございませんか。

それでは、一応、予定されている議題は以上ということでもいいですか。

それでは、最後になります。閉会の挨拶ということで、NGO側からJANICの棚田さんお願いできますでしょうか。

●棚田（国際協力NGOセンター 副理事長）

ありがとうございます。国際協力NGOセンターの棚田と申します。2時間30分以上の長丁場、お疲れさまでした。

それで、冒頭、植野局長からもありましたけれども、この政策協議会というのはODA政策全般について忌憚のない意見交換を行うものであるというようなお話でしたけれども、本日の議題、ODA広報、民主主義共同体、あるいは開発協力大綱についての議論というのは詳細な説明あるいは率直な意見交換が結構できたのではないかと考えております。

1つ、私、申し上げたいのですけれども、開発協力大綱の改定に当たっては、ぜひNGOの代表者の有識者への選出というものを連携推進委員会及び政策協議会の推薦者、推薦した方の代表にアポイントしてほしいというところについては、ぜひそのように実現していただきたいと思います。これは昔の議事録を見ますと、2018年にODAに関する有識者懇談会というのがありまして、河野元大臣の下で行われたのですけれども、この時はそういうようなプロセスではなくて有識者が選ばれたというところがありまして、一応、この政策協議会の中でも結構大きな議論になったということがあり、当時の今福課長がおわびをされたというようなこともありますので、この開発協力大綱の改定に当たっては先ほど提案者の提案のありましたような方法でぜひNGOの代表者の有識者への選出というのをお願いしたいと思います。

あと、続いてなのですが、ミャンマーODAについてなのですが、今、本当にウクライナにいろいろなアテンションが向いてしまっている中、非常に非人道的な状況がずっと続いているというところで、外務省からの回答は1年前と変わっていないというのは率直に言って非常に残念な状況であると思います。この政策協議会の目的の一つに、NGOと外務省の連携を強化するとともに、政策のアカウンタビリティを高めることを目的と

するというふうになっております。なので、1年前と同じような説明だというのは政策のアカウンタビリティーが果たして高まっているのか。そういうふうには思えないというところがあります。このイシューについては非常に重要なイシューですので、今後とも継続的に政策協議会でぜひ取り上げていただければと思っております。

最後に、この政策協議会なのですが、実は2018年度までは年3回やっていたのですけれども、2019年はコロナ等がありまして2回で、2020年度は何と本会合が行われたのは臨時会合1回のみ。それで、2021年度は1回だけ行われたというところで、今、2022年度ということになっております。それで、その初回が今回ということなのですけれども、今回お聞きになられたように、非常にやはり内容的にも議論すべきものが非常に多いというところで、この2020年、2021年とほとんど会合が開かれなかったというのは非常に残念なことで、これは実際は結構、コーディネーターの側の事情というか、そういったところがあって、昨年の秋にそういう政策協議会をいかに運営していくのかというようなNGOの皆さんが集まっての会議が行われまして、それで新しい体制になりまして、これで2回目ということになっています。

それで、ぜひ今日参加されているNGOの皆様をお願いしたいのは、ぜひ議題を出していただきたいと思っております。これは本当にフォーマルなミーティングでして、議事録は逐語で残ります。だから、進めたいイシューですとか見直したいイシュー、そういったものをここでぜひ上げていただいて議論することによって、案件によってはやはり何らかの進展を見いだすということも本当に実際に起こっております。ですので、引き続きこちらに議題をNGOの皆さんも出していただいて、外務省の皆さんもそれに対してアカウンタビリティーを高めて御参加いただきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

ありがとうございました。

工藤様のほうはいかがでしょう。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、ちょうど時間のほうも16時40分になりましたので、これで令和4年度第1回ODA政策協議会を終了させていただきたいと思います。

先ほど棚田様もおっしゃられたとおり、今年はこれまでやってきた回数をこなしていこうということで、引き続きNGOの皆さんと連携させていただければと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様、本日はどうもありがとうございました。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

ありがとうございました。

●佐伯（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございます。

次回、2回目なのですが、11月末ぐらいということで多分決まっていたと思いますので、後ほど日程調整をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

こちらこそ、よろしくお願いします。

●原田（熱帯林行動ネットワーク 事務局長）

ありがとうございました。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

ありがとうございました。

●佐伯（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございます。

それでは、会議を終了させていただきます。ありがとうございました。